



* 0003647000 *

0003647-000

特210-889

早や判り政治読本

田川大吉郎・著

実業之日本社

昭和2

ABA

313
172

前代議士 田川大吉郎著

早や判
りや
政治讀本

210
889

序

此の本は次のやうな、ゆきさつと、心持から、できました。

先づ、婦人矯風會といふ團體がある、基督教を信仰せらるゝ女性を中心とし、日本の風俗改良のため、少年、骨を折つてゐて下さる方々の團體で、極めて地味な、頼母しい團體の一つである、と、私は、尊信して居ります。その團體の代表者から、日本の政治向きに就て學びたい、週間、一度位、講演を願へまいかとの相談を受けたのが、大正十一年の秋、大地震の、約一年前のことであります。私は、これは稀らしい、女性達の、感心な思ひ立ちであらうと同情し、直ちに承諾しました。

次で又、二十一年ばかりの、同じく婦人の一團體から、同様の希望に接しました。尤も、此の團體の希望は、獨り政治に限らず、文學にも、宗教にも、音楽にも、諸方面に亘つておましたので、其の後、どうなつたかは知りませんが、私は、當初三回ばかり、その講演

序

一



に臨みました。

次で、大正十四年の九月となり、婦人の参政権を目的とせられる、各團體の聯盟、それは婦選獲得聯盟と稱されますが、その團體から、一つ系統を立て、政治の要領を話して下さいと申入れに接しました。

これらの御注文の總ては、私の力に餘るものであります。私は、自ら能くその足らないとを承知してゐます、けれども、私も、いく分かは、これらの問題に就て、聞いた所があり、知つて居ると信ずる所、知りたいとつとめて居る所があります。それを皆さんに分つことは、決して僭越でない、辭すべきで無いと思ひまして、いづれも、心地よく引き受け、その講演に當つたことであります。

知つたことを話すのである、且、相手方は、それを、皆目、御承知でない方々であられるとしても——甚だ失禮な言葉を用ゐますが——改めて話すとなれば、いろいろ、氣にふることがありまして、その折々に、参考の書類をしらべる必要を感じ、時としては、原稿を作り、それを讀み上げて、講演に換へました。その原稿や、参考の書類を、此のまゝ葉

て、了ふのは、惜いものであるとの感じが及び、収録して、整理する氣になり、やがて、でき上つたものが、即ち本書であります。

私の感ずるところ、我が婦人諸子は、實際に政治の事を御存知ではありません。諸子は、充分、力を入れて、政治の事を學ばるゝ必要が有ります。以上諸團體の婦人が、率先して、この種の研究に志さされたことは、私の深く感心し、感激せしめられた所でありますが、私は更に、他の團體若くは個人たちの、より廣く、より深く此の種の研究をつとめられんことを望みます。但、政治を知らない者は、獨り婦人たちに限りますまい、男子の側は、どうでありませう、今日の所謂政治家、政治の運動者、選挙民たちは、日本の政治と、それに對する銘々の關係と、義務とを、能く領解して居らるのでありませうか、私は、日ごろ、それを疑問だとして居ります。本書に述べた所には、其の人々に取つても、いくらか、新らしいこと、さうか、さういふ由來、性質のものであつたか、今までは、氣づかず

にわたと、思はるゝ類のものが、二三に止まりますまい。

つて、以上の諸團體に話したわけでありません。従つて、その題に就て、その趣意に就て、講演の央ばに、迷ふた折もありましたが、だんくの末、日本は議會政治の國である、考へを、此の點に集注することが、一番利益であり、又、分り易くもあつると、思ひ、此の題を擇んだのであります。或は、此の名に於て、此の書の、つくさない所のある場合は、諸君が、以上の経過を諒せらるゝと共に、諸君自ら、如何にして、議會政治の實を完ふすべきに就て、思ひたづねられんことを願ひます。

前に申した参考の書類でありますが、米國の人、ウアーレン、スミスの著「市民の教養」といふものに、大いに助けられました。スミスは、シシガン洲、某市の、視學であつたといふ。かくの如き位地の人、かくの如き問題に、心を潜めて、丁寧、親切に、説き教へつゝある。成る程、行き届いて居ることだと、私は、日本の今日を願ひて、羨ましく感じるのであります。それから、英國の人、ケート、ローセンベルグ女史の著「英國は、どうして治められて居るか」も、簡にして明、善くできた近著の一と思ひました。其の他は、必らずしも申しません。

議會政治、即ち立憲政治は、決して無難な政治ではありません。政治に参加する権利のある國民には、政治に盡力する義務があります。その義務を盡さなくては、本當の國民で無い、本當の人でもありません。今日の日本國民は、其の權利を誇ると共に、其の義務を盡すべき境遇に置かれて居るのであります。政治上の義務を盡すには、その内容と、行き方を、一と通り知つてゐなければなりません。日本が、どうして治められつゝあるかを知ることが、日本の國民たるに、何人にも避けられない教養の一端であります。

本書が、若し、我が一般の國民、別けて婦人方の、その教養の資に供せらるゝことを得れば、私の感激、満足は此の上もありません。

田川大吉郎

目次

前篇

| | | |
|-----|----------------|----|
| 第一章 | 政府の型は家庭と學校とである | 一 |
| 第二章 | 政府の話 | 三 |
| 第三章 | 議會の話 | 三五 |
| 第四章 | 貴族院と衆議院 | 四 |
| 第五章 | 議事の方法順序 | 五 |
| 第六章 | 衆議院議長 | 七 |
| 第七章 | 代議士に就て | 八 |

第八章 選挙の話 六

第九章 豫算の話 一九

第十章 税の話 三五

第十一章 裁判所と警察署 一四

第十二章 内閣総理大臣 一七

第十三章 樞密顧問官 一七九

後篇

第一章 天皇 一八九

第二章 憲法にも種類あり 一九七

第三章 生れながらの権利 二〇六

第四章 生れながらの義務 二二五

第五章 自由といふこと 二三四

第六章 間違つた愛國心 二三四

第七章 婦人參政權 二四三

附録

一 大正十五年度の總豫算 その歳入の部 二五二

二 同上 歳出の部 二五七

三 日本政府の借金 二五九

四 英國政府の役所の數、その理想的分類の標準、その他 二七〇

五 英國の議會の起源……………四

— 目次終 —

判早や 政治讀本

田川大吉郎著

第一章 政府の型は家庭と學校とである

こゝに通俗政治讀本の名に於て、議會政治の要領を語ります。
 目的としての話の相手は、婦人であられる。その高等女學校程度の學力を、私の念頭に
 入れてとの、御注文である。

私は、その高等女學校程度の學力が、どれ位のであるかを、しかと知りません。又、婦

第一章 政府の型は家庭と學校とである

人だけに語るべき特別な政治のあることをも知りません。要は、

- 一、分り易く語れば、いゝのであらう——それが、甚だ六かしい事であるけれど、
- 二、重なる事柄を擧ぐれば、いゝのであらう——それも、容易の事では無いのですがと、この二大様の心持をもつて、稿を起し、此の講義をつゞけます。

それで第一に語るべきことは政府の型でありませう。政治は、政府に由つて行はれます、政治の行はるゝ所には、必ず政府があり、政府の無い所には、決して政治は行はれませんのですから、政治の事を考へるには、自然にその第一に政府の事を考へねばなりません。就ては、その政府の事ですが、

「イ」一體、それは、どんな形のものであらう、よく、政府々々と、二た言目には、言ひつゝあるが、はつきりしない、

「ロ」若し、何か、それに似合つた、手本となる様な物が、手近にあると、些しは、呑込み易からうが、

と、思はるゝ様な場合が、折々ありませう、洵に無理からぬ御注文。一體、そんな様な望

みを抱かれることは、獨り、あなた方、日本の女性たちに限らないこと、見へ、米國に在る「市民の訓練」と題する本の中には、政府の形を説明して、

「ハ」その第一の手本は、御互の家である。家が即ち、政府の型であるから、家の事を推して、政府の事を知ることが出来る、

「ニ」のみならず、その第二の手本は、學校であるから、學校の事を推しても、政府の事を知ることが出来る。政府といふのは、何も、高い、怖ろしい、遠い、遠方に、吾等の想像に及ばない様なものでなく、近い、家と、學校とが、その手本である。

と申してゐます。有り體に申しますが、此の本を読む時までは、政府に對し、こんな易しい説明の仕方のあることを、私は知らずにゐました。此の本を読んだ時、初めて之を知り、成る程、これは、いゝ、易しい、説明の仕方である、と、感心しました。深く感心して、私なんぞ、實に、下らない考へ方をしてゐた、こんなに、易しい考へ方のあるものと、從來の、至らぬ我が考へ方を耻ぢた様な次第でありました。

その家と、學校の事は、皆さんの善く知つて、知り抜いてゐられる事ですから、そこに

は、詳しく語りませんけれど、それを政府の型として語ります時、自然に、そこに、いく分かの新し味を家庭にも、政府にも感ぜられます。私に、それが感ぜられます如く、皆さんにも、それを感ぜられます等、然らば、それは、何であるかと申せば、先づ、家庭の組織であります。

「ホ」家庭は、申すまでもなく、両親と子供と、その他の家族で組織されてゐます。両親の上の両親、お爺さんも、お婆さんも居られ、子供の後の子供、孫も、曾孫も居られるば、それだけ、その組織は大きいのであります。

その家庭には、どちらのにも、必ず政治がありません。注意して御覽なさい、無い筈はありません、一般にそれを「家政」と申してゐます。國の政治を「國政」と申しますに對し、よい對照の言葉として家政といふ字があります。政治が、國に行はれて居る如く、政治は家にも行はれて居るのであります。

その政治には、中心が要りませう。中心がなくては、物事の方針が立たず、きまりが着きますまい、それを統一と申します。物には中心がなければ、統一が取れないのであります。

す。家庭の中心は、申すまでもなく父母、即ち、家庭の政治は、父母を中心として、その指導、統率、愛護の下に行はれてゐます。その如く總ての政治の中心者には、必ずこの様の心がけが要ります。

但、それは中心としての人の事である。政治の中心には、人の外に物が要ります、中心は、決して人だけに限りません。然らば、その物の中心は何であるかと申せば、それは金である、費用である、經濟である、家政は、金に由つて行はれます、金がなくては、家政は行はれません。國もそれと同様に、財政は、國の政治の根本であります。

尙、國には法律を要ませう。法律は、昔もありましたが、近代に至り、殊に發達しました。ですから、近來の文明國家は、皆法律を以て治めらるゝ國家として、「法治の國」と申します。家庭にも、その法律がありますかと問へば、皆さんは、概して無いと答へられませう。吾等の家庭には、そんなものは無い、吾等の家庭は、温かい人情と、道義の「きづな」を以て治められて居ると申されませう。けれども、更に注意して御覽なさい、そこ

には必ず法律がありますよ、「家憲」と申さるゝのがそれです。國には憲法があります、その「國憲」に對して、私どもの家には「家憲」といふものがあります。國の憲法が、國の根本の法律でありますから、家の憲法は、即ち家の根本の法律であります。

注意、先年、滋澤子爵家に、憲法が作られたとして、新聞に發表されました。私も、

地方の二三の友人から頼まれて、その家々のために、憲法を作つた覚えがあります。尤も、文字に書き上げられ、法律として、規則として、銘を打つて、世に公布されたもののみが、國の法律であるとは限りません。習慣も亦法律であります、習慣は法律として、裁判官の前にも、立派にものを言ひます。國に於てさうである如く、家庭に於ても格別にさうであります。皆さんは、その家庭に、書いた憲法が無い、法律がない、約束が無い、心得書きが無いからとて、皆さんの家庭に、法律は無いと速断されてはなりません。祖先以來、養ひ残された習慣が即ち法律であります。それを家風と申しますが、家風は即ち憲法の一種であります。皆さんは、國の成文の憲法を貴まれる如く、この家風をも貴まねばならない、現に、貴んで居られるのであります。

こゝは、大體を語る場合、大體の中の、又その大體である、喩へれば、家の門構へ、玄関の入り口の様子を語るに過ぎないのでから、吾々の家庭と、政府の様子との、相似て居る比較の話は、これだけに止めるとして、さて、繰返しますが(一)夫婦があり、子供があり、家族相集まつて、暮して居る所に、整然たる組織がある(二)この組織の間には、政治がある、總て組織のある所には、政治がある(三)政治には、中心がなくてはならない、家庭政治の中心は、申すまでもなく、父母にある(四)そこには、又、經濟がある、經濟は、一家のもて、往く、働いて往く、生長、發達して往く基本である、これに注意しなければならぬ。國家も、これに注意して居る(五)國家には、法律がある、法律は協同生活の標準である、家にもそれがある、それには、何人も従はねばならない、父も従ふのである、母も従ふのである、子供は固より従ふのである、と、私は、大凡、この四五點を、ここに語りました。この四五點のことが、國の政治の上に、最も重要な點と思はるゝからであります。のみならず、この四五點のことの運び方、扱ひ方が、互に同様であります、家庭に於ての、その扱ひ方と、國に於ての、その扱ひ方は似て居り、國に於ての、

その扱ひ方と、家庭に於ての、その扱ひ方も似て居ります。故に、國の政府の似寄りの型は、家庭に在る、家庭は、國の政府の手本であり、その雛型であると申すのであります。

家庭と政府との話を、以上にとりめて、次に、學校と政府との話に移ります。但、家庭と政府との比較の話で、私の考へ方の一斑は、既にお分りになりましたらうから、學校と政府との似合の話は、ごく簡単に至します。

「へ」學校には、先生があり、生徒があり、その先生達の集まりに、教授會があり、生徒達の集まりに、級會があり、その教授會にも、生徒會にも、議長があり、又、議事があり、記録があり、及び、學生達の父兄の集まりがあり。又、學務委員會といつた様に、指導、監督、協議の機關があります。

その校長は、家庭に於ての兩親に當り、政府の總理大臣に當りませう、その教員は、政府の、各大臣達に當りますが、家庭では母親に當らるかと思ひます。尤も、教員を、特に母親と申すなら、校長は、特に父親と申さねばならないかも知れません。その様に區別

することも、できるには、できますが、一方は、兩親を一緒にして、家庭の中心、指導者であると申し、他の一方は、校長、教員を一緒にして、それが、學校の中心、指導者である、と申した方が、一層適當でありませう。但、その人數の殖へたことに御注意下さい、家庭は、七人か、八人か、多くとも十三五人の寄り合である、學校は、少くも三百人か、五百人、多ければ、一千人にも、二千人にもなる、多數の寄り合である。そこに注意を要する、いろいろの相違と、變化があります。

ですけれど、家庭と學校との目的は、大概、似て居ります。家庭は、子供を育てる所、學校も、子供を育てる所、子供を育てるには、知恵を授くるだけでは足りません、健康に注意する必要がある、知恵を授け、健康に注意するだけでも足りません、徳性を涵養する必要がある、家庭も、これに心を費ひ、學校も、これに心を注いでゐます。ですから、家庭のつとむる所は、學校のつとむる所、學校のつとむる所は、家庭のつとむる所、家庭には、學校の校長教員と、同じ様な力と、心がけの兩親が要り、學校には、家庭の兩親と同じ様な、氣持、性質の校長、教員が要るのであります。

或は、兩親と子供の間には、無限の愛情があるけれど、校長、教員と生徒の間は、さうは往かない、その間は、何といつても、赤の他人であるから、互に血を分けた親子の間の様には往かないと、その相違の點を力説する方もあります。私とても、その説を、一概に否定するのでは無いのですけれど、こゝには、校長、教員方のことを、もつと、高尚に、理想的に申して置きたい、それは、校長、教員方も、決して、金錢のため、生活のため、形式上の教育をして居らるゝのでありません。中には、そんな方もありませうが――子弟に對し、職務に對し、澄るゝばかりの愛情と、じつとしては居れない、責任の念とで、我を忘れて、つとめて居らるゝのであります、とは云へ、多數の生徒である、一千人も、生徒をあづかる校長、五十人、六十人も、小供をあづかる教員としては、如何にせん、兩親の様には、とゞき兼ねるのであります。かりに兩親としても、五十人、六十人の、子供を育てる場合があつたとして、考へて御覽なさい、今日の、五六人の子供を育てる場合のやうに、手が届きますか、或は、學校の先生たちのやうに、餘儀なくも届き兼ねることになるのではありませんか。

それは、兎も角もとして、その校長や、教員の外に、學務委員等があり、父兄會があり、その上にも、その横にも、いろ／＼の機關があつて、校長と、教員との、足らざる所を助け、生徒等一般のため、成し得る限り、その便宜を増し、利益を圖り、些しでも、教化本來の目的、發達を有効にせんと、手を易へ、品を易へて、つくし、つとめつある所、學校の組織、性質の、政府の組織、性質に似寄つて居る有様は、家庭のその、政府のそれに似寄つて居る有様よりも、一層あさやかに、又、たしかであると思ひます。双方相似て居りますが、家庭は、あまりに小さいから、何となく較べにくい、けれども、學校は、政府ほどに大きくはないにしても、政府と同じく公けの團體であつて、それだけ家庭よりは、政府に近く、且、家庭よりは、遙に大きいから、更に較べやすい。

どうぞ、皆さんは、政府につき、政治につき、思ひ惑はるゝ次々に、この家庭と、學校の事を思ひ起し、思ひくらべて下さい、屹度、思ひ當られ、さら／＼と、瞭解さるゝ場合があるでせう。但、この説明は、前に申した通り、甚だ簡略で、その仔細をつくしてゐませんから、皆さんは、その時々、又、向き／＼に思考を凝らして下さい。

第二章 政府の話

その役所と大臣の數

家庭と政府との似て居る話、學校と政府との以て居る筋合の話は、不充分ながらも、前回の話にも、終りを告げ、今回は、政府の話をしてします。但、これも、概略にとどめます、と、申すは、本書の趣意、目的である、一名、議會政治のいろは、と、題しましただけ、主として議會政治の方面から、日本の政治の現状を語らうとする、本書の目的でありますから、政府に關する話も、成るべく、議會を本とする關係の方面から語ることに仕様と思ひ、簡單に、簡單にと、端折るのであります。つくさぬ所のあることは、自分でも承知して居るのでありますから、左様、御承知置き下されて、お考へを願ひます。

それで、政府は、前にも申した通り、政治を行ふ所でありますから、これを「行政部」と申します。近來は、これに代へて「行政部」といふ字を用ゐますが、これには、仔細がありません。凡そ、政治には、行政の部面と、立法の部面と、司法の部面との、三大部門がある。政府は、その行政の部面を擔當し、他の「立法部」「司法部」に對し、一つの三角形の機關の、一角を爲すものだ、と、申すのであります。これは、西洋で考へられた、區分の仕方でありますが、この思想は、日本にも、承認されたればこそ、議會といふ制度が、新に設けられましたので——議會は、二十三年から開かれ、その前年、二十二年の二月十一日に憲法が發布されました——議會は即ち立法部であります。日本從來の思想では、政治の一切の權は政府に在る、政府が、その一切の源であると認められてゐたのでありますから、立法部、司法部を認めて、行政部——即ち政府——と、三權を、鼎の足の如くに對立せしめ、就中、立法部を以て、行政部を監督せしめるといふ様な考へ方、行き方は、たしかに、日本從來の思想に對する、一大變化であり、又一大進歩でもあります。

そこで、その政治をする目的でありますが、それは、人民のためである。人民のためといふことには、種々の説明が要りませうが、私は、尙、簡單に、人民の知徳の進歩のた

め、その産業の發達のため、即ちその日々の生活の安全と、幸福と、自由との保障のため、何やかやをすることである、それが、政治である、と、申します。即ち、政治は、人民の生活を安樂にするために行はるゝものであります。前に申した家庭と學校との意味、子供の知慧を進め、健康を進め、徳性を養ひ勵ます所が、家庭であり、學校である、と、申した意味、びつたり、一致して居りませう。これが、政治の目的でありまして、政府とは、即ちこの目的に叶ふ、百般の仕事をして、いろ／＼に工夫し、計畫し、且、實行する所であります。ですから、善い政治が行はれれば、社會の有様は、よくなり、差づめ、銘々の暮しは、らくになります。若し、悪い政治が行はれれば、御互の暮しは、例へば、外に出るにも、不安を感じるという様な、へまなことが殖へ、いき苦しくなります。そこで、西洋では、人民のため、人民に由つて治めらるゝ人民の政府と申し、これを、昔の專制政府に代る、今日の新しい式の政府である、その特徴であると申して居ります。

尤も、この人民に由つて治めらるゝ人民の政府といふ字は、米國や、佛國のやうな、共和政治の國には適當するけれど、日本のやうな、帝國的政治の國には適當しないとして、

これを用ゐることを忘れた時代があり、忌まれた人があります。或は、その様の氣分は、今も尙、残つて居るかも知れません。然らば、天子の治め給ふ、帝政の國では、眞實、これらの字を用ゐてはならないかと申せば、同じ帝政の國でも、英國では、遠慮なしに、この字を用ゐてゐます。既に立憲政治の國であれば一向差支へないといふ意味でありませう。それが、あらぬか、日本でも、近來は、この字を用ゐる人が、又殖へて参りました。但、この邊の注意を合んで下さい。

そこで、その人民のための政府である、人民の利益を圖り、幸福を圖り、安全を保障するための政府である。それには、役所を要します、それは、いくつを要しますか、又、幾人の大臣を要しますか。大臣とは、その各役所の長官を申すのであります。けれども、長官は必ず大臣と申すに限りません、現に、西洋の諸國には、大臣と呼ばない名前の大臣が、いくつもあります。大臣の下に、次官が二名ゐます、これは、以前には無つたのを、加藤内閣の時——大正十四年——イギリスに眞似て、斯様に殖し、一名を政務次官と申し、一名を次務次官と申してゐます。尙、大正四年の大隈内閣は、參政官として、この役

目の位置を作りましたが、その後、原内閣の時、それを無くしましたのを、加藤内閣に至つて、大隈内閣の制にもどしたのであります。その次官の下に、局長あり、課長あり、課員あり、又雇員のあることは、申すまでもありません。

以上の人々に由つて、日本の政府の、中央の事務は行はれます。けれども、日本の政治的事務は、獨り中央のそれに限りません。別に地方の事務があります。それを取扱ふ所は、御承知の通り、各府縣の、縣廳であります。その下に、郡役所もあります。これも大切な機關でありましたけれど、先年——大正十五年——から廢されました。これを廢したのは、自治體の權限を擴張し、我が國民をして、もつと、多く、自治的に、各地方の事を自ら行はせようとの趣意に由つたのであります。趣意としては、先づ申分のない、結構の事であります。その自治體は、皆さんの、お馴染の市町村役場であつて、それは全國に、約一萬二千あります。そこで、日本の政治は、中央の政府と、地方の府縣廳と、地方の市町村役場と、この三段の役所が、或は分れて別々になり、或は合して一つになり、行ふて居るのであります。ですから、日本の政治を知るには、この三方面の事を知らねばな

りません。この三方面の、役所——が、どんな工合に組み合はされてゐて、銘々に、どんな種類の仕事を受け持つてゐるか、その方針と、實際とを知らねばなりません。

併、それらの役所の中、皆さんに、一番近い、直接の關係を有つて居るのは、申すまでもなく、その市町村の役場、そこに行はるゝ政治でありますから、皆さんは、それに最も深い注意を拂はねばならないのであります。中央の政治にも、無論、注意されねばなりません。それが、一般的のこと、地方の政治、特に、市町村役場を中心として、市町村會に由つて、協議され、計畫さるゝ政治が、一番多く、一番深く、皆さんの利害に關係を有つて居るのであります。所で、皆さんは、その市町村の政治に、充分の注意を拂つて居られますか、皆さんの一々の様子は、私の知る限りでありませんが、我が國民の多數は、とかく、この方面の事に無頓着で、これを、うるさがり、これを、小さい事と見くびり、我れ關せず焉と看過して居らるゝ様であります。これは、よくない事、寧ろ、大へんな誤りとも申すべき筋合の事、皆さんが、これを思ひ返されて、今後は、大いに注意し、盡力さるゝに至らんことを望みます。

それは、さうとして、中央政府の話にもどり、中央政府には、現在、いくつの役所があるかと申せば、左の通り十一省があります、即ち十一の大臣がゐます。但、總理大臣は、その外でありますから、日本には、今、十二名の大臣が居らるのであります。

日本の役所と大臣

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 内閣 | 總理大臣 | 外務省 | 外務大臣 |
| 内務省 | 内務大臣 | 大藏省 | 大藏大臣 |
| 陸軍省 | 陸軍大臣 | 海軍省 | 海軍大臣 |
| 商工省 | 商工大臣 | 農林省 | 農林大臣 |
| 司法省 | 司法大臣 | 文部省 | 文部大臣 |
| 逓信省 | 逓信大臣 | 鐵道省 | 鐵道大臣 |

以上の各省が、どんな仕事をして居るか、といふことは、その名前に由つて、略ぼ見當がつきませうから、こゝには説明を致しません。尤も、西洋には、こんな様な各

省の、する仕事の内譯と、その歴史的に變遷し發達して來た沿革と、その名前の「いはれ」等を、細かに書いた本があります。今は昔、私は、それを讀んで、愉快に感じた記憶を、今も尙、鮮かに憶ひ起します、日本にも、こんな様な本が、必要かも知れませんけれど、今回は、略するのであります。

役所の、仕事振りの説明は、略しましたけれど、各役所が、どれ位の費用を使ひつつあるかの實狀は、知つて置かるべきであらうと思ひ、附録第二に掲げて置きましたから、御覽下さい、附録の第一は、租稅收入の内譯、第二は、借金のこと

昔らかこの通り、十一省十二大臣であつたのかと申せば、さうではありません、商工省と、農林省とは、その初め、農商務省と申してゐたのを、加藤内閣の時——大正十四年に——これを分割して新設せられたのであります。尙、若槻内相に於ては、拓植務省を新設さるゝとの評判もあります。斯様に、役所の數は、時に従つて、増したり、減らしたり、確定數の無いものであります。現に、明治十八年、現今の内閣制度が、新たに設定

せられた當初の、各省の数は、内閣の外に、八省でありました——それは、以上の中から、農林省と商工省と鐵道省とを除いた残りです。

けれども、政府の役所を、増したり、減らしたりする事は、政府の勝手にはできません。今日の普通のやり方では、先づ行政調査委員會の審査を経て、次に、法制局の審査を経て、内閣に廻し、その決定を経てから、樞密院に廻し、その承認を経てから後に、議會に提出さるゝのであります。

それらの、役所の新設や、模様替へ等の話は、こゝに略しまして、中央政府の話の場合に、第一に考へねばならない、重要な意義のあり、又、面白味のある話は、内閣總理大臣の事でありませう。總理大臣は、各大臣中の、一番有力者で、先輩であるといふばかりでなしに、實に、その内閣の組織者であります。各大臣は、全く、總理大臣の、好き勝手に、任用せらるゝのでありますから、總理大臣の権力といふものは、實際驚くべき程、大きなのであります。但そのためには、別の一章を設けて置きますから、その方を御覽下さい。日本の内閣を、イギリスの内閣にくらべて、感じます、第一點は、日本の總理大臣が

多くは、内務大臣を勤めた者から、出らるゝに對し、イギリスの總理大臣が、概して大藏大臣を勤めた者から、擧げらるゝ事でありませう。その得失、利害の論は、後廻しにして、先づ、左の概表を御覽下さい。

英國の總理大臣の、その以前の經歷

ボールドウィン——一九二四年十一月總理大臣に擧げらる、彼は、一九二二年十一月より一九二三年八月に至る間大藏大臣でありませう、

マクドナード、——一九二四年正月より同十一月まで總理大臣、彼は、前官の無い人、

ボナ、ロー——一九二二年十月より一九二三年五月に至る總理大臣——一九一六年より一九一九年まで大藏大臣、

ロイド、ジョージ——一九一六年十二月より一九二二年十月に至る總理大臣——一九〇八年大藏大臣となり、一九一五年聯合内閣の時に至る、

アスキス——一九〇八年より一九一六年まで總理大臣——彼は一九〇五年の暮より一九〇

八年に至るベンナーマン内閣の下に、大蔵大臣でありました。

略ぼかくの如く、彼等は、概して大蔵大臣の出身である、のみならず、彼等の多くは、大蔵大臣となる前に、商務大臣をしてゐました。ポールドウインが、さうであり、ボナロ一も一九〇二年より五年まで商務省の議會次官でありました。ロイドジョージもさうでありました。大凡、近年の傾向から察すれば、英國では、最初が、商務大臣、次が大蔵大臣、次で總理大臣といふ順序に昇進して居ります。のみならず、イギリスの制度に注意すべきことは、總理大臣は、第一の國庫長官と申して、一種の大蔵大臣であることでありませぬ。大蔵大臣は、出納の長官と申し、大蔵事務即ち財政事務の一端を預る者で、言ひ換ゆば、名義上の大蔵大臣は、總理大臣であり、實際上の大蔵大臣は、出納の長官であるといつた様に、二名の大蔵大臣があることになつて居ります。大蔵の事務は、政府の一番重要な事務である、最も大切にしなければならぬ、と、彼等の思つて居る心持が、これによつて、能く察せられます。又、御互の家庭に顧みて察して下さい。

日本は、これに對し、内務大臣を、大蔵大臣よりも尊んで、これを副總理と稱し、大蔵大臣の上に置いて居ります。現に、加藤内閣の日、大蔵に堪能な若槻氏を、内務に置き、濱口氏を、大蔵に置いたのも、その趣意でありましたし、次で、若槻内閣の日、大蔵に堪能な濱口氏を、わざと、内務に移したのも、その趣意であります。

その一長一短は、何とでも議論はできませんが、それに由つて、その國が、どの方面の政務に重きを置いて居るかの、方針の在る所が察せられませう。日本が、内務行政に重きを置いて居る、内面の事情を、皆さんは、篤と推察されねばなりません、私は、こゝに、これを論ずることを省きますが、然しながら、たゞ一語、この方針の裏に、在るその黨派の擴張を圖らんとする、陋しい、私心が含まれてゐないと、誰か、斷言できません。

それから、大臣の俸給に就ても、日本のは、總理大臣が一萬圓で、各大臣は八千圓で、總理大臣と各大臣との間には、等差があり、各大臣は、いづれも一樣、平等の俸給であります。イギリスのは、總理大臣も五萬圓、内務大臣も五萬圓、大蔵大臣も五萬圓と、概して五萬圓で、總理大臣と、他の大臣との間に、一定の等差はありません。けれども、他の大臣の中には、或は四萬五千圓のもあり、或は二萬五千圓のもあり、或は二萬圓のもあ

り、平等、一様でありません。大臣のみでなく、議會次長の俸給にも、等差がありました。大蔵省の議會次長の俸給は、概して他省の議會次長の俸給よりも、高くなつて居ります。これは申すまでもなく、その事務が、非常に忙しいからであります。又、イギリスには、一文の俸給を受けないで、大臣となり、次長となつてゐる者も、時々あります。

尙、イギリスの政府の事は、別に、察考の記事を、附録に載せて置きましたから、それをも御覽下さい、政府は、いくつの省に、どんな工合に、分類したらいかといふ、特別委員の報告も添へて置きましたから、尙研究の方には、相當参考の資料になりませう。

第三章 議會の話

議會にもいろいろの種類がある

ここで、議會の話をしてします。

日本の、中央の政治を目的として言へば、議會とは、帝國議會のこと、帝國議會の外には、議會といふべき機關は無いのですけれど、日本の政治は、前に申した通り、地方の政治がある。その地方の政治は、府縣と、市町村との二種に分れ、一方は府縣會を有し、一方は、市町村會を有し、各々、特別の機關を有つて居る。その市町村會も、議會であり、府縣會も、議會である。帝國議會に比べれば、小さいけれど、小さいから、議會でないといふことはない、性質は、全く同じ様の議會であり、議政の機關であり、その他にも、議會と名づくべき、この種の機關は、いくつもあるのですから、皆さんは、先づ、此の、

いくつかの區別と種類のあることを承知して置いて下さい。

それよりも、議會政治を説くのである。議會と政治との關係は、どうなつて居るのか、議會と政治との關係は、どうなつて居るのか、それを説くことが、眞つ先に必要のことでありませう。それには、議會の目的を語れば宜しい、それを語れば、その邊の關係は、ひとり手に解けませう、ついでに、その構成の一般的要件、或は、要素を語れば、大體は、分り相に思ひます。

そこで、議會の目的であります、大學の先生や、學者さん達が、それに就て、どんな議論を戦はし、定義を下して居られるかは、別であります。私は、先生達の、六かしい、面倒くさい定義を抜きにして、さつさと、思ふ所の一端を述べるのでありますが、そこに多勢の人民があつて、その代表者を選び出し、その代表者達が、一定の所に集まつて、人民全體の、幸福、利益のため、最善の知慧と、方針とを絞り出さんと、工夫をし、協議をする所が、議會であると思ひます。故に、私の考へる所、議會の成立には、次のやうな條件が、必要であります。

一、そこに、多數の人民、若くば會員のあること、これが、その土臺であります。

二、その人民若くば會員の間に、何か相談すべきこと、即ち、皆に共通の利害、損得、榮辱の問題があること。

三、然しながら、いづれも、忙しい面々である、皆が一々、或る所まで、暇をつぶして出かけることは、できない、且、相談には、知慧を要し、信用を要し、徳分を要する、誰も、彼も、それに適當する器量を有するとは謂へない、のみならず、何千、何萬、何十萬人の多數が、残らず、會合して、相談をするといふことは、どうしても、できない、かた／＼、代表者、その總代を選ぶ必要がある。總代即ち、議員であります。故に、議員は、皆のために、皆に代つて、皆の共通の幸福、利益、榮辱のために、心をつくし、力をつくす、信用の厚い、有徳、有識者であります。議員には、この資格が必要である。この資格の無い者は、議員になれません。

議會は、以上のやうな目的で、以上のやうな手続きの間に開かれます。そこで、議會の開かるゝには、先づ、代議士を選出する、選挙といふことが、一番、重要な手続きとなる

のであります。議會に、大小の別はあつても、大小とも、この議員といふもの、選挙といふこと、それには、有権者、投票、選挙日、選挙場、選挙長、選挙の演説、選挙の運動といつた様な、くさくさの事が、必要となつて来るのであります。但、それは、別に語るとして、その議員は、議會の在る所に集まつて——地方ならば、縣會の議事堂、又、市町村會の議事堂——議事をします。それは、前に申した、市町村民全體、府縣民全體の、幸福、利益、榮辱に係るある、共通の、或る問題、或る事柄、或る計畫に就て、協議をし、議員全體が、それに同意し、賛成すれば、洵に結構であるけれど、人心の異なる人面の如し、どうしても全體の同意が得られないとすれば、その多數は、どの案に賛成し、どの案に反對するか、議事を開いて、その可否、向背を決定するのであります。議員は、その目的の、その趣意のために、開かるるのであります。故に、議會には、

四、必らず議長が要ります。議長のない議會はありません。議會は、開會の初めに、自らその議長を選び、議會を開會し、閉會し、又、その議事を進めて、手落なく、混雑なく、これを整理し、且、内外に向つて、議會を代表する、大切な役目を、この議長に

托するのであります——この議長の事は、大切ですから、別に一章を設けて語ります、御通讀下さい——。

五、その議長の、指導の下に行はるゝ協議、即ち相談は、普通にこれを討論と申します。討論と申しても、それが、相談事であることを忘れてはなりません、それ故、改めて鹿爪らしく、過つても喧嘩調子になる必要は、決して無いのであります。何にしても討論といふことが行はれます。

六、既に討論がありますから、これを記録します。それには書記が要ります。後日のため、確實に記録して置くのであります。但、筆記のためには速記者を用ゐます。

そこで、議會とは、重大なる件の相談をする所で、そこには、必らず討論があり、それを整理するために議長があり、書記があり、記録があるといふことになりました。どこの議會にも、必らずこれがあります。即ち、議長と、書記と——日本では、その係りの長を、書記官長と申してゐます——記録とがあります。その記録は、官報に發表され、各市町村役場は、少くとも、その一部を必らず保存して在ります。

議長の取扱ふ議案は、政府から提出します。政府からだけでなく、議員からも提出します。人民全體、國家公共の利害を協議する、大切な議會である、殊に、人民の代表者として集まつて居る、議案を出し得ないといふことはありません。故に、自由に出し得ます、けれども、それは、政府の提出案の後にしなければなりません、政府の案が先き、議員の案は後であります、それは已むを得ません。けれども、政府も、議員も、どんな時に、どんな方法で、その案を提出すべきか、その時の政府と議長との關係は如何といふいふ様な問題は、かなり、かす／＼思ひ出さるゝのであります。議會の制度は既に古い、各國ともその様な規則、制度の類は、相當、丁重に、又、細かに規定して居ります。議員となる者は、先づ、これを承知して、充分、呑み込んでかゝらねばならないのであります。

併、有らゆる議會の標準としての帝國議會である。その帝國議會は、貴族院、衆議院の兩院から成り立つてゐまして、その會する期間は三ヶ月間、イギリスや、アメリカの會期は、もつと長く、殆んど年中打通しの觀がありますけれども、日本ののは、どういふわけか、

僅に、この三ヶ月間に限られてゐます。開會は、陛下の勅命に依り、閉會も、陛下の勅命に依りますが、開會の時は、陛下の御臨幸があり、親しく開院式の勅語を賜はります。閉會の時にも、勅語を下し賜はりますけれども、特に、御臨幸なされることはありません。イギリスでも、近年は、この閉院式の御臨幸は、沙汰已みとなりましたけれども、昔は、この時も、御臨幸なされたもので、例へば、議會解散の詔勅は、陛下自ら議院に臨んで、讀み聞かされたものであります。この開院式の儀式は、日本でも、亦イギリスでも、貴族院の議場で行はれますが、但、アメリカでは、衆議院の議場で行はれます、議會のする仕事は、前に申した通り、人民共同の利益、幸福に關する、種々の事柄の相談であります。それは、主として、左の二種類、

甲、新に法律を作り、又、右は法律を廢止し、改正すること

乙、年々の豫算をきめ、前年の豫算の成績を監査すること

の方法に大別されませう。但、かく申して了へば、甚だ簡單に聞へますが、その豫算と、法律との内容は、

「イ」我が國の、外國に對する交際振り、所謂外交の問題、

「ロ」、まかり間違へば、その外交談判が破裂して、戦争となるかも知れない問題、

「ハ」、戦争は、十年目に一度か、二十年目に一度か、たまに起る事、或は起らないでも済む事ではありますが、そのためには、平生から準備して置かねばならないから、その事に對する準備、費用の事、

「ニ」、何よりも大切なは、産業の開発である、富の増進である、それに關する工夫、計畫を、よく調査し、よく想定する事、

「ホ」、教育の事は、一層一般的であり、又、進歩、發達、幸福、安寧の基礎でありますから、それを能く考慮する事、

「ヘ」、誰も仲よく暮らしたのであるけれど、悶着は、時々起る、時としては、泥棒も起り、掏摸も出で、詐偽も、脅迫も、暴行も、放火も起れない。そこで、警察の事、司法の備へ、が必要である。その邊の協議に、一點の手落ち、抜かりの無い様にする事、と、大凡、こんな様な事、及び、その他の、こゝに書きつくせ、いろく、さまざま

の事柄が、皆、この立法と曰ひ、豫算といふ、大別して二種の標目の中に含まれて現はるのであります。その中でも、豫算は、殊に大切であります。イギリスの議會が、主として、この豫算のため、財政のため、租税のため、公債の事等のために、思ひ起され、引ついで、これらを以て、その成立の根本目的として居ることに就ては、他にも申しました。それだけ、豫算は即ち議會の生命とまで稱さるのであります。議會は、即ち、こんな事に、重きを置いて、協議する所であります。

尤も、議會は立法部である。他の行政部に對し、この趣意、特色を以て、對立して居る所であるとは、他の場合にも申して置きました、故にこの點から申せば、議會は、立法事業を、本來の使命、目的とするものであつて、必らずしも豫算の査定を、主要の目的とするものでないとの、理窟論が起るかも知れません。それも、覚えて置いて下さい。ですけど、豫算が、その中でも、最も大切な事業の一であることは、決して忘られてはなりません。皆さんの家に就ても思はるれば分る、暮し向きの事は、どうしても、その第一の要務であるに相違ありません。

けれども、議會の有つて居る絶大の権能を言ひ現はすためには、尙、以上の外の事例、説明が要りませう。何を借りて來たら、それが、比較的、適當で、又、明瞭でありませうか、イギリスでは、議會の有する権力の、極めて優勢なことを言ひ現はすため、

イギリスの議會は、何でも爲し得る、爲し得ないことは、殆んど一つもないが、ただ、男を女に、女を男に作り換へることだけはできない。

と、言ひ習はしてゐます。これも、亦、面白味のある説明の一案でせう。とは云へ、これは、餘りに抽象的な、空な、言葉のやうです。私の、最も穩當であると考へて居る、説明の一案は、

議會の決定した法律は、裁判所で、これを法律として、直ちに、その判決の軌準とし、何人にも、それを犯させない様に努力する。これが、議會の權威の確實な證據である。

と、申さるゝことでもあります。如何にも、その通り、裁判所は、議會の決議した法律を、遵守し、それを、國家の最高の方針、教育、目的であるとして、擁護し、貫徹するこ

とにつとめます。議會は、その法律を作る所、裁判所は、その法律を執行する所、こゝに、議會の、地位、面目、權威、効用が、能く證明せらるゝ様です。議會とは、大凡、そんな様な所、と、私は解してゐます。

然らば、議會の權威は、無制限であるか、裁判所さへ、その力を假り、指圖を待つて居るのであるからと言はるれば、それはその時の議會を左右し、支配することはできませんけれど、次の議會、將來の議會を支配することはできません。將來の議會は、將來の議會が支配します。若し、前々の議會の制定した立法でも、次の議會がそれを、不當だ、不便だと思ふ場合には、それを自由に修正し、廢止することができます。故に、一議會の權威は、一議會に限らるゝことを免れず、自然に、そこに、制限せらるゝわけであります。

尙、イギリスの議會は、午後の四時から討論を始めます——質問は、二時ごろから始めます——。日本の議會は、午後一時からこれを始める。議會のため、専門にかゝつて居るのだから、午後の一時から始めてもいゝ、始めるのが當然であるのだ。と、申されますが、イギリスの四時から始めるのは、一日の家業を終つてから、ゆる／＼かゝるとい

ふ趣意であります。その考へから起つた習慣であります。それでは家業の餘暇にやるのだから、冷淡であらうかと申せば、普通には、午後の十一時を制限としてゐますけれど、折々は、徹夜してもやる、夜が明けてから、午前の七時になり、八時になつてから、散會したといふ様な場合もあり、必らずしも冷淡とは申されません。日本の議員さんとして、勿論、冷淡ではあられますまいが、午後一時から始めて、定期の六時までつけられることは、頗る少いでせう。或は夜の十時までも十一時までもつけられた場合もあります。その場合は、概して喧嘩のため、どうく廻り、休會、中休み等の混雜のため、本當の討論、研究のためでは無つた様に思はれます。従つて、早く始める者が、必らずしも勉強するのではなく、おそく始める者が、必らずしもなまけるのではなく、相くらべて、何だか奇態に感ぜらるゝのであります。

第一の議會である帝國議會の事は、これだけにとどめまして、第二の議會である府縣會の事は帝國議會と、殆んど同じ様な組織、性質のもので、私どもの生活に、直接、間接、種々の關係があります。

第三の議會である市會、或は町村會も、帝國議會、府縣會と同じ様な組織、性質のもので、私どもの生活には、より一層近い、深い關係、影響があります。

第四には、銀行、會社等の總會、協議會、重役會、これも亦議會の一種でありまして、その會合は、議會の會合と同じやうな手つき、方法で行はれ、協議の結果は、又、議會の決議と同じやうな結果を、その會員、重役達の間で生じます。

第五には、青年會、處女會、敬老會等の、いくつもの、いく種類かの團體、これにも會長があり、書記があり、協議があり、記録があり、賛成があり、反対があり、選舉があり、勝敗があり、議會と全く同じやうなことを、同じやうな方法で行つて居ります。

第六には、郷黨の會合、同業者の會合、或は赤十字社、或は愛國婦人會、或は學士院會など、類を以て集まる、いく十、百、千の團體があり、これ亦同じ様な會議を催してゐます。

凡そ、こんな様な工合で、これらの團體は、皆、議會であります。名は何と申さうとも、皆、議會を有ち、議會に由つて動かされ、議會に由つて生きて居るのであります。帝國議

會が、獨り議會といふ名を以て居るから、即ち唯一の議會であると思ふてはなりません。その性質には、公のもの、私のものとの差別があり、その組織には、大きな何百人、何千人のものと、小さい五六人、六七十人のものとの相違がありますけれど、いづれにもせよ、その議會であることの目的、性質は、互に一樣なのであります。

ですから、今日の日本人は、誰でも、彼でも、議會の支配を受けてゐます。公けの議會か、私の議會か、關係の廣い人は、その双方とも、支配を受け、影響を受けて居られ、それを受けて居ない者は、殆んど一人もありません。よく、普選になつたから、吾々は、初めて議會に關係ある身分になつたと申されますが、それは、議會を、たゞ帝國議會だけに限る意味に於て、本當でありませう。けれども吾々の廣い社會的生活、その他一般的議會的生活の意味に於ては、本當ではありません。私どもは普選以前から、種々の議會組織に於て、かなり深い、かなり多い、議會的關係を結んで、その様の生活を送つてゐたのであります。

現に、私どもの家庭も、亦、團體の一種である。そこには政府がある——本篇の最初に

述べました通り——自然に議會もあるのであります。たゞ、私どもが、それを氣づかずに、考へずにゐただけであります。凡そ人の集まつて、協議の行はるゝ所、諒解の必要とせらるゝ所、獨斷、專制の非とせらるゝ所には、どこにでも、議會は成り立つて居るのであります。

但、私どもの家庭は、家長の專制の行はれて居る所であらう、だから、立憲政治の行はれてゐない所であらう、と、申さるゝ方もあります。又、吾々の家庭に、立憲政治が行はれてゐないから、その通り、吾々は、立憲政治の空氣に馴れず、訓練を経てゐないから、國の立憲政治、有名無實になるのだと評する方もあります。二説の、どちらが、的に中つて居るかは、皆さんの御批判に任せますが、私は、後の説を信じて、唱へて居る者であります。家庭に於る家長の專制といふことは、昔は、さうであつたかも知れませんが、けれども、現在に於ては、さうではありますまい、現在もさうであるとしても、明日もさうでありませうか、考ふべきだと存じます。

かたぐ私どもは、議會を研究し、了解しなければなりません。議會を了解しないで

は、私どもは、今日の人となり得ないのであります。政治家は、勿論、これを學ぶべきであるが、實業家も、これを學ぶべきである。學校の教員達も、生徒達もこれを學ぶべきである。男子だけでない、婦人も學ぶべきである。老人も、子供も、共に、これを學んで、自然に、面白い興味と、刺激を、此の中に見出すべきであります。議會といふは、私どもの生活の、無くてならぬ必要の條件であります。

注意、私は、以上の如く考へますので、今日の學校では、當然に、議會の事を教ふべきである、教へねばならない、と思ふてゐます。若し學校が、これを教へるなら、中等程度の學校だけでも、既に二千二百からありますから、この學校の門をくぐる青少年達が、揃つて議會の空氣と思想、習慣と、この方法とを訓練するなら、非常に、有効であると信じます。外國では、これを教へてゐますので、少年、少女の間にも、議會の、討論、協議の有様、議決、協定等に關する、生活振りが、廣く、行き亘つて居り、感心に堪へざらしむるのであります。日本には、それが行はれてゐません、それを行はれしめようと、努むる人、心がけて居る人が、殆んど無い様であります、孔子さんは、戦争の

事を教へないで、戰場に繰り出すのは、人の子を賊するものであると、嘆ぜられました。が、何事も教へないでは、ものになりますまい、獨り議會の事のみは、教へないでも、役に立ちませうか、議會の事に冷淡なる、今日の世風を、私は、心から、異様に、訝かり、憤ふる者であります。

第四章 貴族院と衆議院

前回は、議會に關する一般の話をしましたが、それは、充分、明瞭でなかつたかも知れませぬ。話の仕方、材料の取り方が、後や先と、混雜したかの様に感じて、恥かしく、申し譯なく存じます。今回は、その貴族院と、衆議院との關係、性質を述べませう。

帝國議會は、その際にも、一寸、述べた如く、たゞの一院でなしに、貴族院と衆議院との兩院から成つて居り、この兩院は、恰も、鳥の兩翼の如く、相寄り、相扶けて、一體の働きを成しますので、一院だけでは、何の働きをも成し得ません。

政府は、この兩院に、その計畫の豫算案なり、法律案なりを提出して、審議と、賛成を求めます。但、兩院へ同時に提出するのでありません、衆議院へ、先きに出すか、貴族院へ、先きに出すか、いづれにせよ、それは、政府の自由でありまして、先きに受け取つた議院は、先づ、それを審議し、修正し、可決してから、他の院へ送ります。これは、可決

した一院から、他の一院へ送るので、可決した一院が、その案を政府に返して、政府から、又、他の一院へ送るのでありません。この場合は、先きの一院の修正した案が、原案であります。政府の、先きの一院へ提出された案は、もはや原案ではありません。但、その原案は原案として、政府の、もどくの考へは、かうであつたが、先きの一院が、かう修正したのであると、修正案と、原案との趣意、條文を、兩々相駢べて、明瞭にしてあります。のみならず、政府は、この時、その修正案に同意し、必らずしも提出の原案を固執しないとか、或は、固執したいとか、政府の、現在の方針、希望を、後の一院に申し添へます。かくして、後の一院が、先きの一院の修正論に同意した時は、そのまゝ、政府に送り返され、同意せず、修正し直した時は、又、先きの一院に送り返し、再議を求められ、兩院の意思が、びたりと一致するを待つて、即ち政府に送り返されます。

政府は、その送り返された豫算案、法律案を奏上し、御裁可を待つて、これを公布するのであります。

西洋には、この場合、御裁可されなかつたものが、往々あります。米國の大統領は、理

に、度々その不裁可權を振り回すことで、頗る有名であります。日本では、御不裁可の例は、曾て一回も無つた様に、私は、心得て居ります。

情、かくの如く、貴、衆、兩院とも、同じ事を、同じ手続きで、二重に議する仕組みから、兩院のあることは、必要であるか、一院では可けないか、と、いふ議論が、しばしば起り、兩院を必要とする理論の根據は、どこに在るか、と、しつこく、問はれる場合が起るのであります。多分、皆さんも、そんな様な疑問を起されましたらう。

これに對し、私の、聞いてゐますことは、一院だけの考慮では必ずしも、それが公平、的確であることを期せられない、無論、大體は、公平であり、的確であらうけれど、萬一の場合、細漏の無いことを保せられない、國家の事は大切であるから、その萬一の場合の遺漏を防ぎ、完全にも完全を期するため、これを二院制にし、先きの一院の、或は粗漏、或は過怠、或は黨派的偏傾を補ふの熱慮である。と、申すことです。私は、寧ろ、この用心のため、今日の二院制度は設けらるゝに至つたものだと思つて居ります。

就ては、英國の例を、念のため調べて見ました。他にもしばしば引きます如く、沿革から申せば、世界の議會は、英國から始まつたものでありますから、その先例を調べて見れば、割合に早分りがします。それによると、存外、それには、理由も、目的も無つたらしく、たゞ、召集せられた人々の中に、大名もあれば、家老もあれば、宗家もあり、一方は、威風堂々、顯位、格式、家柄等を、重んぜらるる手合に對し、一方には、そんなことの嫌ひな、平民達の代表者が出てゐたので、何となく、双方の、そりが合はず、その貴族達は、貴族達ばかり、平民達は平民達ばかり、別々の所に相會する様になり、その貴族達ばかりの集まる所を、貴族院と申し、平民達の集まる所を、衆議院、或は庶民院と稱するに至つたのだと申してゐます。かく、偶然の事情から、相別れて、相對立するに至りましたので、その初めは、實に、一堂に會して、一緒に討論し、一緒に投票したこともあつたのだと申してゐます。聽いて見れば成程、さうなつたらしい事であると思はれます。附録に、ローセンベルグ嬢の「英國はどうして治めらるゝか」の中から、一節を抄出して、添へて置きましたから、御参考下さい。

そこで、その貴族院の議員であります。衆議院の議員は、既に、前にも申し、此の後

も、重ねて申します如く、人民の選挙に依つて、議員たるの資格を定める。それがその資格を定める唯一の方法であります。貴族院の議員は、そうでありません。これは、大體に於て、任命に依るのであります。即ち、憲法の第三十四條に、

貴族院は貴族院令の定むる所に依り、皇族華族及勅任せられたる議員を以て組織すとしてあります。即ち、貴族院議員は、任命せらるゝものであつて、選挙せらるゝものではありません。これが、衆議院議員との間に見る、大いなる相違の點であります。伎倆の高下、優劣の點は、且らく舍きませう。資格に於る大いなる相違は、こゝに在るのであります。尤も、その伯爵議員以下の、各有爵者、多額納税議員等の一部には、選挙が行はれます。但、その選挙は何であるか、それは、同爵者達少数者の間の、内輪の選挙にとどまり、廣く、國民の多數を代表する、選挙の意味になつて居りませんから、この事を、どうぞ、頭の内に入れて置いて下さい。但、我が貴族院に見る多額議員といふ類のものは、英國の上院にも、米國の上院にもありません、日本特有の制度でないかも知れませんが——或は、特有の制度かも知れませんが——兎に角、稀な制度であらうと存じます。

序に、英國の、貴族院議員に就て、その資格を語つて置きますと、

- 一、世襲の貴族で、議席を得つゝある者の外、
- 二、新に貴族に叙せられて、同時に議席を得た者、
- 三、蘇格蘭から、毎期に十六名つゝを限り、その貴族の中から選ばれた者、
- 四、二十八名の同上の、愛蘭から
- 五、法律家としての貴族たる者五名——即ち各控訴院長、
- 六、精神上の貴族たる者二十六名——即ち宗教家、

この内には、カンターベリー、ヨーク、ロンドン、ダルハム、ウインチェスターの五大監督は必らず含まれます。

英國の貴族院は、かくの如き性質の議員から成り立つてゐます。それだけ、日本の議員とは、その内容が、異なつて居る様であります。

そこで、更に、兩院の権限であります。私は、前に、兩院の間、何等の差等もない様に申しましたけれど、たゞ一つ、憲法第六十五條に

豫算は前に衆議院に提出すべし。

とありますのは、その相違の一點であります。豫算は、なぜ、前に、衆議院に提出せねばなりませんか、それは、租税を衆議院が負擔するからであります。衆議院が負擔するではありません、衆議院に代表者を出して居る、多數の國民が負擔するのであります。貴族院の諸子も、負擔せられますけれど、その人達は、前にも申した通り、大概、一人一人例へば勅任せられた其人は、其人自身を代表せらるゝので、多數の人民を代表して居らるゝのではありません。多額議員も、多額納税者たる數十人、或は數百人を代表せらるゝまで、衆議院議員の如く、何萬人、何十萬人を代表せらるゝのでありません——あられるから、負擔せらるゝ程度も知るべしであります。衆議院議員は、そこになると、多數人民を代表して居られるから、資格が、根本から異なります。その立ち場と、資格の根本から異なつて居る事實に、重きを置いて、豫算は、最初に、衆議院に提出さるゝのであります。議會の扱ひます事柄の、さまざまあります中に、豫算が、一番、重要な事柄であることは、既に申しました、後にも尙申します、その重要な事柄が、最初に、衆議院に提出

せらるゝわけは、それだけ、帝國憲法が、衆議院を重く見て居る證據であります。

この事は、英國の議會史には、いろ／＼の沿革のあつたこと、貴、衆兩院の權限を、双方、同等であると見ることは、その初めから、十九世紀の半ばまで、つゞいてゐたのであります。その十九世紀の半ばに至り、豫算に關しては、貴族院は口出しをしてはならぬと、制限さるゝに至りました。その細かい話は略しまして、豫算、財政の事は、絶體に衆議院のことである、衆議院限りのことである、貴族院は、何も、言ふてはならない、してはならないと、明白に決定されたのであります。さりながら、衆議院から、貴族院に廻された、其の案を、貴族院は、審査に托してぐち／＼手間取らせ、衆議院の計畫に、障害を及ぼすことができますから、これも防いで置かねばならないといふので、一九一一年、時のアスキス内閣は「議會法」といふのを、新に制定し、

貴族院が、一ヶ月以上も、豫算其の他の財政法案に、協賛を與へない場合には、その案は、直に陛下に奏上し、御裁可を仰いで、法律となすことができる。

その法案が、財政案であるか、否やは、衆議院議長に於て決定する、ときの、豫算は、

いよいよ衆議院の考へ次第になるものである、貴族院は、おだやかに、衆議院の審査し、決定した所に従ふべきである、と決せられたのであります。

これは、英國の事、英國の議會の起つた由來と目的とにかんがみ、彼等が、此の途を擇ぶに至つたのは、無理で無い様に思はれます、彼等は、元來、保守的の、容易に昔の風を換へない氣象の人民であります、遂にこゝに達しました、日本の議會の將來を思ふ者は、英國の議會が、遂にこゝに達した趨勢をも、考へて置くべきであります。

但、米國の議會には、上院と、下院の間に、かくの如き權限の區別はありませんから、上院は、しばし、豫算案、其の他の財政案に、自由の意見を立て、下院の讓歩を求め、其の主張を貫ぬきます、現に、今春の大正十五年—議會に於ても、左の如く所得税の減免に對する修正の意見を立て、首尾克く、下院をへこまし、政府をへこまし、其の主張を貫徹しました。

はじめに、政府の提案した、所得税の減免高は、昨年比し、三億一萬弗になつて居りました、英米の議會に於ては、近年、かくの如き減税計畫が、しばし發表されますが、

日本に於ては、一向、それらしいものが發表されません、これは、戰時中、英、米が、大いに取り立てゝゐた、その原因だけからでありませうか。

下院は、政府の、この計畫に對し、更に三千萬弗を減ずる修正案を可決しました。其の後、上院は、更に一億二千五百萬弗を減ずる案を立てられた、注意して下さい、かくの如く、上院が、下院の査定し、議決した豫算案に、修正を加へることは、英國の議會には、絶対に無いことあります。

そこで、上下兩院の協議會となりました、政府からも、勿論、注文がありました、双方歩み合ひの結果、上院の輕減の計畫を五千萬弗だけ承認し、上下兩院分合せて八千萬弗を輕減し、政府の原案と合せて、三億八千一百萬弗を輕減することに決定されました。

以て、米國の上院の働き振りが察せられませう、米國の上院は、英國の上院の有たない、多大の權威を有して居るのであります。

且、御承知の通り、今日の米國は、共和黨全盛の時代である、政府は、固より共和黨

の政府で、従つて上院にも、下院にも、共和黨の議員が多数に充ち満ちて居ります、然るにその多数の議員が、上院でも、下院でも、自分達の政府の計畫に、遠慮なく批評を加へて、此の多額の減税を、サツサとやつてのけた、日本の政府黨の、常に盲信一點張であるのにくらべて、著るしい相違であります、これこそ、其の見識、手腕の、高下、優劣の致す所でありませうか——この様の事は、日本の政黨の方々に、多く、考へられてゐません、日本の政黨の方々は、常に、その黨議と、政府の方針に、盲従すべきものであると思ふて居らるゝらしいのです、御注意下さい、

この豫算の事が、兩院の間に於る、權限上の相違である、相違は、これだけであるが、外には、もう無いかと申せば、この外に、衆議院の時折解散せられて、貴族院の決して解散せられないことを、私は、その相違の一、殊に衆議院の大いなる特權の一であると存じます。これは、私人の考へであつて、他の憲法學者達の、滅多に言はれない所でありませうけれど、總選舉に由つて、内閣の運命は決せられ、内閣に依つて、國家の運命は左右せ

られます、故に、總選舉は、即ち國家の運命を左右する緊要の機會と、力でありませう、その總選舉の運命は、選舉の有權者、即ち、二十五歳以上の男子、約一千二百萬の民衆が、これを握つて居ります、解散は、この總選舉を目的とする唯一の「くさび」であつて、解散があるから、總選舉があり、總選舉があるから、解散があるのであります、この解散は、貴族院に無く、獨り衆議院にのみあります、故に、

一、解散は、衆議院と、國民との間に、密接不可分の關係のある、確實の證據であります。

二、總選舉は、國民が、國家を支配する明白の證據であります、

三、その總選舉の結果は、獨り衆議院に現れ、貴族院とは没交渉であります、故に、衆議院は、國民の意志を體して、内閣を改造し、國家を改造する、唯一の、有力なる機關であります。

故に、私は、解散をして、衆議院の、貴族院に異なる、特權の根據、衆議院が、貴族院以上に、勢力を振ひ得る、國政を支配し得る、理論上、實際上の根據であると信じます、

その力の源であると信じます、考へても御覽なさい、凡そ、今日の國家に取り、總選舉以上の、大なる刺激と指導の勢力がありませんか、ありますまい、私は、これを無いと斷言しても、誤つてゐなからうと信じます、その總選舉が獨り衆議院にあつて、貴族院に無い、その總選舉を喚び起す、波瀾、動機、源泉の力は、解散である、解散と總選舉、これ實に、衆議院の貴族院に異なる、その特色、特權の大なるものであります。

第五章 議事の方法順序

何事にも、方法と順序がある、その如く、議會の議事にも——衆議院にせよ、貴族院にせよ、又、市町村會にせよ——方法と、順序がある、小さい事なら、それを、些し位の間違つたとて、さした影響や、混雜は起りますまいけれど、議會は、國家の盛衰、浮沈、民族の榮辱、安危をつかさどる所、その議事には、充分、十二分の注意を要します、因て、開院式の勅語には、毎々、慎重、審議せよ、と、仰せ聞けられます、議事の方法、順序は、それだけ、重要問題であります、

誰か、議長になつて、一度、會議を聞いて御覽なされると、直ぐ分ります、會議といふは、易しいものゝ様で、なかく、易しいものでありません、それには、相當の手續、才氣、度胸、見識を要します、その議長の事は、別に申すつもりでありますから、こゝには略しますが、一と力ならぬ、才力と、氣力、體力、苦心を要するものであります、第一

には、協議せらるゝ、その議事である、或は、議案とも申さるゝ、それでありませぬ。議題なしには、議事は開けません、その議題が、先づ、よく練られてゐなければなりません、それには、

イ、政府提出の法律案、並びに豫算案の類と、
ロ、議員提出の法律案

との區別があります、その政府案は、政府の提出せらるゝ法案、計畫で、いつでも、議事日程の眞つ初めに掲げられます、つまり、議員の提出案は、私案であつて、政府の提出案は、國家公共の案であるから、それだけの特權があるといふ意味です。この事は、議院法の第二十條に掲げて區別してあります。

それから、これを議するに、議會の區別があり、第一讀會、第二讀會、第三讀會と申します。これは、西洋も同じこと、否、否、西洋にある所の習慣を、日本が眞似たのでありませぬ。

何を、第一讀會と申しますか、先づ、案の大體を説明し、質問する場合といふ意味でせ

う、衆議院規則の第八十九條は

第一讀會に於て議案を朗讀したる後、國務大臣、政府委員、又は發議者は、其の趣旨を辯明することを得

と、規定し、且その第九十條の二項に於て

議院は、委員の報告を待ち、大體につき討論したる後、第二讀會を開くべきや否を決すべし

としてあります、故に、(一) 議事の提出され (二) 關係者の説明が済み (三) 委員會に附托され (四) 委員長の報告があり、(それ)に對する大體の討論の終るまでの間が、第一讀會であるといふことになつて居り、議會はその通りに實行して居ります、

けれども、英國に於るやり方は、さうでないと思はれます、先づ (一) 議案の提出せられ (二) その朗讀せらるゝまでの間が、第一讀會になつて居ると私は思ひます、ロンセンベルグ嬢の解説に従へば、

議案が法律になるまでの順序は、よく知られて居ることであるが、第一讀會は、係り

の書記長が、議案の名稱を朗讀することである。その後、その案を印刷に附するか否や、及び、何日第二讀會を開くかといふことが決せられる。第一讀會には、形式の外には何も問題はない、その後の討論は、第二讀會を開くか否やだけに止まり、従つて、案の内容、細目に觸れず、たゞ大體だけを議するのである。それで、全院の承諾を経れば、第二讀會に移つたと謂はるので、委員會の審査は、それから起る。委員會は、特別の委員にせよ、全院の委員にせよ、それから起る。第二讀會である。

と、彼は、かく言ふて居ります。彼を、婦人だから、議事の實情に暗いのだらうと、駭しては可けません。その衆議院規則の第三十一條にも、

(一) 議案が、本規則の規定に従ひ、一議員より、或は貴族院より、提出せられた時は、「本案を、唯今、第一讀會に附すべきか」「本案を印刷せしむべきか」と、院議に問はるゝ、その間は、修正なしに、討論なしに決定さるゝのである。

(二) 一議員は、適當と信する限り、通告の後、議案を提出することができる。その際、係りの書記官は、案の名稱を朗讀する、同時に同案は、第二讀會に附すべきか、印

刷すべきかを判断せらるゝのである。

と、日本の議會でも、委員會になると、その條項、その内容が、解剖的に研究され、修正せらるゝのでありますが、英國でも、勿論同じこと、たゞ、英國では、この時を第二讀會と申し、日本では、この時をも第一讀會と申して居るのであります。どちらが、論理上、經濟上、適當でせうか、それは、單に、形式上の相違に止まらないことのやうに私は思ひます。

尙、その讀會に附する時期であります。衆議院規則第八十八條に、第一讀會は、議案を各議員に配付した後、少くとも二日を隔て、これを開けと示し、同第九十一條に、第二讀會は、第一讀會を終りたる後、少くとも二日を隔て、これを開けと示し、同第九十七條に、第三讀會も、第二讀會の後、少くとも二日を隔て、これを開けと命じ、これを以て、その原則と致して居ります。けれども、日本の議會では、少しもこれを實行して居りません。斯様にせよと申した、在來の趣意は、萬一の手落の無い様、念にも念を入れて、審議せよとの意味を含んで居るのであります。性急にして、疎放な氣分の日本人

は、總てこれを無用の、老婆干渉と看做し、一笑に附して居ります。例へば、近來の衆議院で、二讀會と、三讀會とを、別々に、規定の如く、二日を隔て、——二讀會を終へて、二日過ぎた後に、三讀會を開くこと——開いたことがありませうか、あるのかも知れませぬけれど、私が、氣づかずに、あつたらうかと疑ふ程、その手続きは省略せられ、新聞で、よく御覽なされる、進行係りといふ、晴れの議員があつて、「この場合、三讀會を省略し、二讀會の決定通り、可決確定されんことを希望します」と、發言し、その通り、扱はれてゐます、それだけ、二日の中に置いての三讀會は、殆んど開かれない習慣になつて居ります、即ち、その初め、繰返しく、念を入れて、審議せよ、と、要求せられた、規則本來の趣旨は、無視せられた形になつて居ります。

尙、政府案や、議員案の提出時期であります、政府案は、いつでも、議員案より先きに、議題にのぼさるゝのでありますから、何時、提出しても、いゝ様なものでありますけれど、英國では、これにも、例外の規定を設けて、金曜日と、火曜日及び水曜日の晩とだけは——兩日とも、晩だけに限りて——議員の案を、政府案の先きにも、上程せしむること

とができるとしてゐます、即ち、通例は、日本の例の通り、政府案を、先きに上程すべきであるけれど、此の一日と二晩に限つては、例外の方法を採り、政府案にせよ、議員案にせよ、何でもござれ、一刻でも先きに提出せられたものを、先きに上程せしむるとして居るのであります、例外のないものはありません、私は、日本の議員にも、この例外規程を設けてはどうかと思ふて居ります。

それから、質問と討論との區別でありますが、誰が考へても、これには、明白な區別がありません、拘はらず、日本の議員が、これを混交して、討論の中に、質問を交へる場合は稀であるとしても、質問の中に、討論を交へることを、普通の例にして居るのは、甚しい失態、不利益であると存じます、質問は、たゞ、質問するのである、政府の採つて居る方針、實際の事實を尋ねるのである、議論するのではない、言ひ込めて、困らせて、誇らうとする性質のものではない、もつと淡泊に、簡単に、やるべきである、やれなくてはならないものと信じます。

例のローセンベルグ嬢は、英國の慣例につき、次の如く書いてゐます、

金曜日を除いた、他の日の、議事の初めには、必ず質問がある、この間に、内閣員は、外交の方針や養老年金等に關するまでの、種々の問題を、種々の點から質問せらる、その質問事項は、先づ係りの書記官に提出せらるること、それは、口頭で答辯せらるる事と、書面で解答せらるる事との、二種に區分されて居る、内閣員は、その質問に關し、必要な材料を収集するだけの充分な餘裕を與へられ、且その事實をたしかめ、答案を起草するにも、相當の考慮を拂はるることになつて居る。

と、問ふのは、その真相を知らんがためである。大臣等が、間に合せの答辯を與へるよりも、熟慮して、精査して、答へる方が、満足なわけである。私は、英國流の(一)書面を以て前へ方に質問し(二)大臣等に精査、熟慮の期間を與へる、やり方を、日本の比して、遙に適當な方法であると信じます、日本の方法は、せひ、至急に改正されねばならないと信じます。

且、討論に關しては、充分の時間を與へられねばなりません、日本の議會の會期は、僅に三ヶ月で、甚だ短かいと謂はれますけれど、

一、本會議と、委員會とは、一日置きになつて居りますから、これを、毎日の開會にすべきである。

歳の暮から、一月の二十日過ぎまで、四週間近くも毎年休む、悪い習慣がある、これも改むべきである。

三、それでも足りない時は、勿論、會期を延長すべきである、それは、憲法第四十二條と、第四十三條との應用で、いつでもできる——備考の所参照

そこで、時間は足りる、足りないことはない、互に、所信をつくして、論議すべきであるとして、さて、討論終結の必要な場合もありますが、日本の議會は、あまりに、それを急ぎ、その規定を濫用し、討論を満足につくさせない憾みがあります、本來、討論の終結は、議長の發言すべきもので、衆議員規則の第一百五條は、

議長は討論の終局を宣告す。

と、明白に規定して居りますけれど、日本の議會では、議長の自發的注意を待つて、討論を終局するといふ、そんな正しい、たしかな作法は、殆んど行はれないで、同第一百六

條の

發言者未だつきずと雖、議員討論終局の動議を提出し、二十人以上の賛成あるときは、議長は議院に諮ひ、討論を用ゐずして之を決すべし

とある、その討論終局の動議が、多數黨、政府黨から、しばしば提出されて、それつきり、打ち切となる習慣が、稀らしくもなく行はれて居ります、時としては、これも必要であります、議院政治は言論政治である、あくまでも、言論の自由を重んじ、民意を、暢發し得らるゝだけは、暢發せしめねばならないのに、これは又、何たる、亂暴、不規律、せつかちの、舉動ぞやと、思はする場合が、しばしばあります、皆さんの場合には、こんな事の無い様に、よく注意をなされたい、議會の内に、充分の意見を述べさせないから、それを遮ぎつて、抑へつけるから、議院外に、それを漏さんとして、不穩の言論を弄するに至るのです。

尤も、英國の議會にも、斯様な打ち切の例がなかつたではありません、今は昔、グラツドストーン、最盛の時代に、愛蘭の國民黨員は、再々、議事の進行を妨害する方策を運らし、壇に登つたらば最後、どんな問題でも構はず、手當り次第に、長々と説し、いたづらに時間を空費しました、これに、ほとく困却した議會は、何か、これを制止する方法もがなと、いろく探しましたけれど、何もありませんでした、そこで、新に、これを制止する方法を案出して、一議員の演説が、あまりに長過ぎると思はれた場合は、誰でもあれ、

質問の動議を起す

その動議は、今、論ぜられつゝある問題は、これを投票に問はれては如何、と、提議するのであります、これを、英國では、討論終結の動議と申します、但、これを受け附けるか否やは、議長の判断に依ること、議長は、この動議に依り、議院の自由権が、反つて濫用されたと思ふか、又は、論議不充分と思ふかの場合には、これを排斥することができま、或は、これを採決に問ひ、百人以上も多數の賛成者があれば——過半数でいゝといふわけで無し——討論は、終局さるゝことになり、貴族院も略ぼ同様で、議長には、これを制止する明確の採能が與へられてありませんから、一議員が立つて、他の議員の演説

は、もう聞きあいたといふやうなことを發議し、採決に依つて終局せらるゝのであります、とはいへ、實際に於て、斯様な動議の提出せらるゝことは、英國の議會には、滅多にありません、日本では、それが頻繁に、殆んど常例の如くなつて居りますから、實に不思議であります。

それから、表決の場合ですが、議場に居合せない者は、表決に加はることはできません、それは規則第二百二十四條に、

表決の際、議場に現在せざる議員は、表決に加はることを得ず。

と規定してあるのであります、そこで、問題にも依ることですが、議長の宣告と同時に、直に、議場の入口を閉鎖することがあります、この時、議場外に出た議員は、戻つて入ることができず、場内に居る議員は、暫時とはいひながら、場外に出ることができず、互に不自由な目をします、これも、多數政治、代議政治の方法として、止むを得ないことでありませうが、但、英國の議會では、この場合にも、六分間の餘裕を置いて各室への電鈴を呼び鳴らし——日本の議場でも、この電鈴は通じてゐます——場外の議員に、戻り來

る様に注意をし、六分を過ぎてから、即ち閉鎖をします、但、英國のは、此の場合、日本のどうく廻りの類とは異なり、議員を場外に立ち出でしむる仕組で、反對者は、議長席の左り側から出で、それを、係りの書記官が、一々點検する方法ですから、點検の終つた時、その多數者側の書記官が、議長の右側から進んで、結果の表をさし出し、次で報告せられます、私は、この閉鎖前に、六分の餘裕を置く、英國の習慣を、頗るいと思ひます。

又、議員の定足数の事ではありますが、日本のは、憲法第四十六條に

兩議院は、各々其の議院三分の一以上出席するに非ざれば、議事を開き、議決を爲すことを得ず。

と、憲法に於て、極めて嚴重に、規定してあります。三分の一ですから、百五十五人の出席を必要とします。それだけ出席しなければ、議事は開かれないのであります、英國の議會では、この定足数を、僅に四十名に限つて居ります。總員が六百十五名ですから、これは、其の十五分の一以下に當る。それだけの出席者があれば、議事を開き得るのであ

ります。非常の相違でありますが、それは別として、議長が若し、出席者の数が、四十名以下であらうと思ふた時には、それを勘定するため、二分間の餘裕を與へ、その間に、議會が、その定足数を充し得らるゝ様にし、それでも、足りない場合に、初めてその計算を發表し、延會といたします。日本の議會にも時々、この定足数の問題が起りますが、私は、二分間なり、三分間なりの餘裕を置いて、定員数を充し得らるゝ様の規定を置くことが必要であらうと思ひます。

この章の話を終るに當り、特に、御注意を願ひたいのは、議事の慎重といふことであります。衆議院で三讀會の手續を経て——前述いたしました通り、三讀會の議事を、別に行ひませんけれど——慎重に審議したものを、貴族院に送り、又、その審議を繰返し、終つてから、陛下の御裁下を仰ぐ、貴族院で最初に審議した案も、亦同様に、衆議院に送つて、その三讀會の、丁重な審議を経て、双方で、もはや、萬々手落なしと認められた場合に、初めて陛下に奏上し、御裁下を仰ぐのであります。貴、衆、兩院の制を、無用だ、無用でないといふのは、別の論であります。兩院を設けた根本の趣意は、これを以て、立法上の、萬

一の遺憾の無いことを期するのであると前にも申して置きました。ですから、貴族院の議決したもので、衆議院の不承知の場合には、兩院相集まつて、再協議をし、衆議院の議決したもので、貴族院の不承知の場合には、再協議をし、どこまでも、衆智をつくして、缺點のないことを期する。この制度、方針は、たしかに、昔の專制政治や、少數政治に、數段も、數十段も、立ち優つて居りませう。人民は十分に、その力を盡すべきである、何事ぞ、その代表者たる議員達は、なまけて、油を賣つて、三讀會を省略し、二讀會をそこそこにし、いゝ加減なことを致して居る、實に、心外千萬のことです。

備考、憲法第四十二條

帝國議會は三ヶ月を以て全期とす、必要なる場合に於ては、勅令を以て之を延長することあるべし

同四十三條

臨時緊急の必要なる場合に於て、常會の外、臨時會を召集すべし

備考、英國では、政府の提出案を、公案と曰ひ、議員の提出案を私案と曰ひ、且、私案の提出には、一々、若干の手数料を徴します。その手数料は、案に依つて相違する所から、一定の料金を掲示して居ります。且、案に依つて相違するのみでない、一讀會にいくら、二讀會にいくら、三讀會にいくらと、その議會の、各讀會を通過するに従つて、都度／＼に、料金を徴せられます。政府の案は、國家全體の案であるから、別に料金を徴する必要はないけれど、一議員の案、一黨派の案は、公共のためとは申せ、その地方、その團體等が、主として利益を受けるのであるから、費用をも負擔すべき義務があると申すのであります。

注意、日本の議會では總ての議案は、係りの書記長室で、先づ印刷され、配付され、その後、議事に上さるゝのでありますけれど、英國の議會では、議案を印刷するには、先づ議場の同意を必要とします。その同意の與へられない前に、書記長室で、勝手に印刷することは、許されないであります。現に、メイは、その議會典例の著作の中に第一讀會と、その印刷の命令とは、今日の實狀では、全く形式に過ぎないことになつた。

議案は、提出後、直ちに印刷されることを必要としない。時としては、提案と印刷との間に、多大の時日を空過することがない。と申して居ります。

第六章 衆議院議長

この本は、最初に、政府のことを書いて——簡單ながらも——次に、議會のことを書いて、その話も、一通り終りましたから、こゝでは、司法部のこと、即ち、裁判所のことを話すのが、順序であらうかと思ひましたけれど、もとく、議會政治のことを話すが、目的でありますから、こゝでも前回の話の後を逐ふて、尙、議會に關する話をつゞけるとし、その、衆議員議長のことを擇びました。

衆議院議長は、議會を開會し、閉會し、議事を整理し、議員を指揮し、或る場合には、議會を代表すると、一口に申せば、議會そのものであり、少くとも、議會の、議事の、有効なる整理と、進捗とは、その手腕、才能に依つて左右せられ、従つて、議會の信用と、聲價とは、議長の信用と、聲價とに依つて、代表せらるゝと稱せらるゝ程の、有力なる人民の代表者、然も、人民に依つて選ばれた、國民的代表者であります。

それだけ、私どもは、此の人を尊敬せねばなりません、實際に於て、我が國民は、此の人を尊敬することが足りません。それは、我が國民が、未だ、議會の尊とさを知らず、存外、この機關を輕んじ、その勢力を卑しめてゐますから、自然に、その影響として、その代表者である議長のことを、輕んじ、卑しめて居るのであります。

我が國の、議會政治の、生命が、まだ、短いから、かうなのでせうけれど、我が國民も、いつまで、かうではありますまい。立憲政治の發達するに従つて、我が國民も、次第に議會の有り難さを知り、その議長を尊敬し、それに、最高の敬意を拂ふことになるであります。そこになると、流石に古い立憲政治の英國は、議會を尊重するだけ、それだけ、議長を尊敬し、現に、十二分の敬意を拂つて居ります。

俸給は、何れも、その人の、位地、才能、名譽を現はす、唯一の標準ではありませんが、英國の衆議院議長は、一年十萬圓で、その總理大臣の俸給は、別の所にも述べて置いた通り、一年五萬圓です。日本の衆議院議長は、一年七千五百圓、それは、別の所にも述べて置いた通り、各省の次長や、地方長官や、の、並みの給料、即ち、高等官一等

程度の待遇であります。これでも、日本國民と、イギリス國民との、その衆議院議長に對する敬意の態度の、相違して居るさまが、分りませう。

英國では、第一等の俸給が、即ち十萬圓といはれます。有力な大銀行と、大會社の、最高の俸給も、十萬圓を限度とし、それは、以前には無つたものですが、近年に至り、だんだん、できて来て、彼は、イギリス一の俸給を得て居るといはるゝことは、十萬圓の俸給を得て居ることだ相であります。

それか、あらぬか、倫敦市長も、十萬圓を得て居ります。

貴族院議長が、衆議院議長と、相ならんで、十萬圓を得て居ることは、申し添へるまでもありますまい。

斯様に、イギリスの人民から、多大に尊敬されて居る、衆議院の議長は、その昔、衆議院から國王陛下へ、何事かを申し出づる場合の代辯者、即ち代表的説明者でありました。従つて、その人は、卓越の識見を要し、品格を要し、信用を要し、勇氣を要し、なかくお家柄だけ位の人では、つとまらなかつたものだ相です。その故か、この局に當つた人

人の中には、随分、きはどい境遇に面して、健氣な奏上振り、應對振りを現した物語りを傳へられた人があります。日本でも、若し、衆議院からの奏上といへば、議長が、それに當る筈である。議長は、即ち、國民的代辯者と謂はるゝのであります。さり乍ら、日本、今日の、奏上といふものは、大概、型にはまつたものだ相で、現に、衆議院議長の、年々の議會の初め、又は、その央ばの上奏案等の場合に、申上げ奉つることは、世に傳へられてゐますが、とても、英國流の、活きくした、變化のある、その人の、本來の手腕と才能とを現はす、類のものではない様です。尤も、英國でも、この習慣は、既に久しくやんで、無用の名前となつて居るのであります。英國の衆議院議長は、もとく、此の種の大切な任務を果す、必要の關係から起つたもので、その議場を指揮して、議事を整理する、近代的議長の職分は、後年に至つて附け加へられたものであります。

英國の議長は、人民より、かく、多大に尊敬せらるゝのみならず、宮中の席次も、常に、樞密院議長の次で、概して、總理大臣の上に在ります。これ又、注意を要しませう。尙、英國の衆議院議長が、日本の衆議院議長よりも、一般的に尊重せられ、且、割合、

有能に認められて居る状況は、左の數點の事實を、承知せらるれば、自づと、明瞭になりませう。

一 英國の衆議院議長の位地は、永久的である

日本の衆議院議長の任期は、議會の一期間、即ち四年間で、その四年の終りには、大抵、他の新候補者が、時の多數黨の勢力を背景として起り——或は、四年の任期の満たさない間に更迭の起る場合もあります——取つて代る、習慣であります。英國のは、これに反し、名は同じ一期間でありまして——英國の議會は、五年を一期とすることに近來改めました——その實は、當人から辭任を申し出でない限りは、同期の更新に拘はらず、再選、また三選、いつまでも、つゞく習慣であります。例へば、現任の議長オイツトマン氏である。氏は、大正十年の四月に、初めて議長に擧げられ、その後、同十二年にも總選舉があり、同十三年にも、總選舉があり、議會の形勢は、いろ／＼に變り、又、その生命はたび／＼、新にせられましたけれど、氏の議長たる位地は、いつも變らず、且、氏の、

黨籍は自由黨に在り、自由黨は、最少數の黨派として、最も微力であるに拘はらず、氏は毎々議長に選ばれて今日に至つて居ります——彼が副議長に擧げられたのは大正元年で、議長に擧げらるゝ大正十年まで、丁度、十年間それをつゞけました——その前任のローザ氏は、保守黨の出身で、滿十五年間、議長となり、退職の後は、間もなく子爵に叙せられて、貴族院に入りました。彼も亦副議長を勤むること十年——一八九五年から一九〇五年まで——の後、議長に擧げられたのであります。かくて彼も副議長から、現任のホイットレー氏も副議長から、英國の近年の議長は、皆、副議長から擧げらるゝ慣例になりましたので、これは可くない、今回は致し方ないが、次回からは、これを改めて、時の全院の望みを負ふ新人物を擧ぐることにしたいとの希望も現れました。その時、どうなるかは、その時のことである。何とも豫測はされませんが、ローザ氏といひ、ホイットレー氏といひ、一生をさへげて、議長の職に走りつゝある風は、いゝ風であると、私は思ひます。同時に、日本の、總選舉ごとに、新入を擧げ、しば／＼其の人を換へて、黨派の争ひを激成するばかりの、日本の行き方は、甚だ殘念の習はしであると思ひます。

二 英國の衆議院議長は黨派的でない

以上の記述、英國の議長は、永久的である。議會の期限と黨勢の變化に抱はらず、再選され、重選さるゝと申したので、早くも、お氣づきになつたでせうが、英國の議長は、日本に見る如き黨派的ではありません。前に申したローザー氏は、保守黨の人であり乍ら、自由黨の全盛の時代に、議長をつとめ、ホイットレー氏は、自由黨の人であり乍ら、保守黨の全盛の日に、議長をつとめ、双方とも、その所屬に、反對な、多數黨のために惱まされず、よく、心よく、公平に勤めてゐます。日本では、議會の混雜を防ぐため、議長は黨籍を脱すべきであると唱へ、現在の粕谷氏、——副議長の小泉氏も——は、既に黨派を去られましたけれど、英國には、かくの如き例はありません。然も、日本で、かくする時の、模範の例は、英國に在るからといふたことでした。英國の、どこに、そんな例があるのか、實は前に擧げた通り、私は、これを知りません。何かの誤解であつたらうと私は察してゐます。

尙、人には、私の交際といふものが要りませう、議場に於て、其の時限りの議長となるのでありません。英國流に従へば、七年も、十年も、十五年も、それをつゞけるのである。して見れば、その議長と、議員との間に、私の交際に依る、親しみの必要なことも勿論であります。英國の議長は、これをつとめて居るものと見えます。ローザー氏が、十五年振りの議長をやめて、閑地につかれた時、その夫人が、やれ〜と、過ぎこし方を懐ひ起して、言はるゝに、私ですら、議員の方々に、一人残らず、お目にかゝりました。一年、一人の議員に、如何に少くとも二回は、お目にかゝつて参りました、議長の家内としては、これが、其の大切な務めでありましたと、述べて居られます。英國の議員の數は、當時百七人でありました——今日は六百十五人——それに、一人残らず、一年に二回は逢はれた、多い人には、十回も、二十回も逢はれた、夫人ですら、さうであつた、ましてローザー氏其の人の應接の有様は、想像に餘りがありません。此の一事でも、英國の議長が、如何に黨派的でなく、全院の人々に、全院の父母として、代表者として、崇められ、依頼されつつある、實況の一斑が分りませう。

彼等が、黨派を脱せずとも、かやうに、親しく、工合よく、やつて居ります時、黨派を脱した、日本の議長、副議長たちは、又、その議長、副議長たちの、屬してゐた、従來の政黨は、互に、どうやつてゐますか、相對照して、一つ、御覽下さい。

私は、斯様なことを考へるたびに思ひます。型ではなし、形式ではない、表面ではない、精神である、人格である、魂である、その型を逐ひ、形式だけを逐ふて居る間は、何事でも、よく、できるものではないと。

三 前議長の選挙は、いつも無競争である

次に、その選挙であります。解散後の選挙には、もはや前議長もない、前議員もない、いづれも、平の候補、けれども、前の議長が、候補者に立つた場合には、反對の候補者を挙げず、全選挙区かゝつて、その候補者を推すのが、英國の古くからの習慣であります。彼は、議長であつた、のみならず、再選せらるれば、又、議長となる、議長は、全院の代表者であり、又、全國民の代表者である。選挙区は、黨派の別なく、一致して、これ

を推さなければならぬ、これ選挙区の誇りであり。又その義務でもあるといふので、かくするのであります。現に、現任のホイットレー氏が、大正十三年の總選挙に挙げられた時費用は、一切、合切で、僅か六十圓でありました——英國には、随分、少額の費用で選出さるゝ議員があります。けれども、高が六十圓といふのは稀らしい、これは、其の時の最少の記録でありました——日本にも、斯様の例が眞似らるゝものでせうか。

私は、日本には、こんな眞似の行はれこんとを希望する者であります。それは別として、英國が、こんな習慣を有して居る所に、英國國民が、議會を理解し、議會政等を尊んで居る、心持の一端が、察せらるゝやに、私は、思ふのであります。

四 議事整理に関する議長の權威

但、考ふべきは、その俸給の多いことや、宮中席次の高いことや、お客の多いことやでなく、それよりも、議長の裁決が、的確、公明で、満場に信頼され、議事が、すらくと、よく運ぶことあります。言い換ゆれば、それだけの力柄と、信用と、權威が、議長に在

るかといふことであります。これに就ては、私は、どこの議長にも、それはある筈だ、と答へますけれど、日本の、現實の有様は、太く、これに反して居ること、皆さんの、現に見て、聞いて居らるゝ通りであります。これは、何故であらうかとも、考へねばなりません。その黨派の關係や、議員の氣品の陋劣さなどの批判は、且らく抜きにして、一體、何のために議長を選んだのかと、議長を選んだ本來の趣旨を考へれば、直ぐ分ることです。議長は、議場を整理するために、満場の議員、或は多數の議員の同意の間に擧げられたのである。議場を整理して、議事をよく進行せしむることは、議長の役目であるのみならず、又その議場と、全議員との責任でもある、何人も、議事を妨げてはならない、何人も、議場の整理につとめねばならない、と、各員が、領解し、自制して、かゝればいゝのであります。その心がけさへあれば、議場はひとり手に静まり、議事はさつくと進みます、たゞこの領解と、自制がないから、困るのであつて、意外にも醜い紛争を演出するのであります。

尤も、それには、議長に充分の權威を與へてあらねばなりません。英國は、これを與へて居ります。それで、英國では、

議長の權威は、絶體である、議員は無條件に、これに服従せねばならない。

として居ります。この理解と、服従心が、必要であります。何人でも議會を催す時には、常に、此の心掛をもつ様に、注意して下さい。

これで、議長に關する話が終つたとは思ひません。けれども、議長の位地の尊貴さに関する一斑は、終つたと思ひ、こゝにて、話を切ります。尙、議場の混亂、その他に關しては、次の二三の附記を御覽下さい。

注意、日本の衆議院議長は、衆議院が選び——候補者三名の中の一人として——上奏、御裁可を経、勅任せらるゝのであります。英國では、五名の、陛下を代表する特別委員といふものがあつて、議會の初め、上院に臨みます。——その五名の一人は上院議長である——衆議員の議員は、召集令に應じて、議會に參集し、先づ就任の誓ひ——國王に對して——を致しますが、終つて議長の選舉に進みます。その議長は、翌日、衆

議院議員一同の先頭に立つて、上院に往き、陛下の、代表者たる五人の委員に逢ひ、その委員から陛下の承認を受けるのであります。この事の定まつてから、二三日の後に、陛下は貴族院に行幸し、開院式を挙げらるる。近年の習慣であります。

尚、米國の衆議院議長は、院の多數黨から出ます、即ち、共和黨の多數の日には、共和黨から、民主黨の多數の日には、民主黨から、いつも、その多數勢力を代表して立ちます。此の點に於て、日本の行き方は、米國の行き方に類して居ります。

尚、英國では、新議會に、新議長を選んでは、互に不便であるから、同議會で、新議長を選び、議事に馴れさせて置く必要があると申します。ローザー氏が、四月の議會に議長を辭したのは——英國の議會は普通に二月から八月まで開かれます——そのためであつた。その將來の總選舉を見越したためであつたと謂はれました。

注意、議長の席について一言しますが、日本の議長の席は、一段も、二段も、高い所に在り、多數の議員の席とかけ離れて居ります。これは、議場の整理上、必要と思はれた

のでせう。佛蘭西のも、獨逸のも、米國のも、皆、さうなつて居りますが、獨り英國のは、さうなつてゐません。それは、他の多數の議員達と、同じ平上間の一端に在り、たゞ、其の椅子だけが違つて居ります。議長の椅子を標準として、その右手の方に、政府議員がならび、左手の方に、反對議員がならびます。但、英國の議會は、もとく作りが狭くて、七百人はおろか、六百人分の坐席も無い上に、政府黨と、反對黨との勢力が平均を得ず、普通に、政府黨は、大いに多く、反對黨は大いに少いのですから、其の並び方は、右が政府黨、左りが反對黨と、きちんと、分るゝわけに往かず、左手の方がにも、多數の政府議員が、はみ出して居る場合が、常にあります、イザ、大問題の場合には、議員の出席者が俄かに殖へ、坐席がなくて、立つて居る人、二階の傍聽席にまで割込んで居る人々が、多數あります。それで、喧騒に亘らず、規律は規律、靜かに、上品に、進行してゐる有様、全く感服の外はありません。若し、これが、日本であつたら、どうであらうと、想像せざるを得ないのであります。

英國の議長も、時には、整理のため、鈴を振りますが、日本ほどに振りません。佛蘭西

では、日本と同様、或は日本以上に鈴を振ります。獨逸でも同様です。米國では、鈴でありません。大黒さんの、才植見たやうなものを議長は持つてゐて、それをたゝきます。それは、しげくたゝきます、日本の振鈴といふほど、重い意味ではないと見え、例へば、イザ開會といふ場合にもたゝいてゐます——因みに此の才植は、總ての議長席につき物です。すから、他の集會にも、よく見受けられます。

第七章 代議士に就て

米國では役人と申し居る

代議士に就ても、一言いたしませう。

總體論として、日本に於る、代議士の位地は、或は、何の役にも立たない様なものでもあり、或は、悉く、幅の利くらしい様なものでもあり。或は、名譽の位地の様でもあり、或は、不名譽の位地の様でもあり、或は、政府を、いちめる位地の様でもあり、或は、政府に媚る位地の様でもあり、頗る、得體の分らないものゝ様に感じられてゐます。その實は、人民に選ばれた者であり、人民の權利と、利益を、擁護する重要な位地である。それに、此の様の感じの抱かれつゝあるのは、實に不可思議の極であると存じます。そこで、私の、思ふて居る所を申しますと、代議士は（一）辯護士の如く、（二）醫師の

如く(三)後見人の如く(四)支配人の如く(五)仲買人の如く、或は、その一つ、二つを兼ね、或は、その總てを兼ねる、有力な、大切な、役目の者であります。従つて、これは、頗る尊敬に價へする者、尊敬されねばならないものであると思ひます。

説明の必用は無い様ですけれど、國家のため、人民に代つて、その權利を主張し、利益を擁護する、辯護士に似て居りませう。政治の善悪は、時として、人民の生死に關するところがある。既に死の境に陥つて居る者を、その境より救ひ出さんとし、又、その境に陥らせない様に豫防する、醫師に似て居りませう。人民の多數は、未だ幼稚にして、國家の政治が、よくも分らず、その權利に關し、義務に屬する事柄を、どう處置していか、進退に迷ふて居る、それに、方向を誤らせない様にと、世話を焼き、進路を示す、後見人に似て居りませう。人民の用は、雑多である、人民は、それに對し、存外、呑氣である、手落の無い様にと、氣をもみ、力をそゝいで居る所、支配人に似て居りませう。けれども、それだけでない、政府に向つては、人民の意向を訴へ、人民に向つては、政府の意向を取次ぎ、人民の注文と、政府の注文とを、工合よく投合せしめて、その間に、一段高く自分の

地歩を占めんと、汗だくくになつて居る所、仲買人に似て居りませう。それで、存外、人民に受けず、政府にも受けず、往々にして、冷笑、嘲罵、攻撃的となるから、本人の、やり損なひにも因り、その態度にも因りませうが、洵に理に合はないことであります。

私は、ひそかに、これを考へて見ましたが、要するに自分の選んだ者を、自分で尊ぶことを知らない、我が國民自身の弊でせう。自分が汗かいて織つた反物は、廉つほく見えて、三越で買ふた、高價な反物は、よく見える、内の料理は、まづいが、料理屋の料理なら、同じ材料でも、うま相にたべる、値打を、自分が、つけることを知らないで、他人にばかり、つけてもらふことの弊が、こゝに現れて來たのでせう。

代議士は、議會に集まると、直ぐ、議長を選挙しますが、その議長を尊びません——前章に述べた通り——これは、人民が、代議士を選挙して置きながら、その代議士を、尊ばないのと、互に同じ様な、心理状態でせう。要するに、自ら作つたものを尊び得ず、自ら選んだ者を尊び得ない、不思議な、心理上、精神上の弱點が、我が國民に、在ると思はれ

ます。

所がこの自ら選んだ者を尊ぶ所に、代議政治、立憲政治の本領はあります、これを解しないでは、立憲政治は、決して發達しませんのですから、思へば、日本國民は、この弱點を補ふため、よほどの開拓奮發をしなければなりません。現在のまゝでは、そこに、何とも保障のできない弱點を、根本的に有して居るのであります。

それは、略するとして、日本の代議士には、年に三千圓の歳費を拂はれ、別に、汽車の無代乗車券を給され、又、往復の旅費を拂はれます。此の、旅費を拂ふ外に、無代乗車券を渡さるゝことは、無用である、旅費の二重取り、その濫費であると稱されます。私も、さうと思ひます、先年の議會に——大正十五年春——、その三千圓を不足として、六千圓への増俸計畫を立てましたことは、皆さんの、御承知の通り、私は、こんな増俸計畫を、一々、悪いとは、必らずしも申しませんが、然しながら、代議士として爲すべき急要の事業は、他にも有らう、且、これを提案するにも、其の然るべき時期があらうにと、思ふたことであります。

英國の代議士は、一年四千圓を拂はれます。但、それは大正元年以來のこと、その以前の、六七百年間は、全く無給でありました。どうして、その數百年來の習慣を廢し、歳費を拂ふことになつたかと申せば、それは、時勢の變遷にも依りませうが、主として勞働派の議員が殖へたからであります。勞働派の議員が殖へたから、拂はねばならない必要を的面に感ずるに至つたのであります。

米國の議員は、一年七千五百弗——日本の一萬五千圓——を受けます、日英のくらべ、やゝ多額と思はれます。稀らしいことには、米國では、議員を役人と申します。例へば、スミスは、

合衆國政府の、選ばれる、役人は——オツフヒサース——は、大統領と、副大統領と、上院議員と、下院議員とだけで、その餘は、悉く任命せらるゝものである。

その代表者を選ぶには、國民は、各洲の選舉機關を、直接に利用するのであるが、選ばれる、以外の役人に對しては、國民は、間接に、それを利用するのである。

各洲の役人は、合衆國——聯邦——の法律を、如何ともすることのできない如く、合衆

國政府の役人は、各洲の法律を如何ともすることはできない。

と申してゐます。成る程、大統領と、代議士とは、選ばれた役人である。選ばれて、國家のために、骨を折る者である、他の役人は、その大統領に任命さるゝのだから、人民は、間接に、それを選ぶのであると、それも、物の見方、又、一面の眞理でありませう。日本では、代議士は、尊まれない代りに、官吏は尊まれます。獨逸は、官吏を尊ぶ國でも、日本ほどではない様です、官吏の威勢は、日本が一番ゑらいでせう、英、米では、役人よりも、議員の方が、選ばれた者が、遙か尊まれます。尤も、總理大臣、各大臣は、國王の任命とはいへ、本は、選ばれた者、選ばれた同志の、代議士の中から、その先輩、先達として、擧げられたのですから、多大に尊敬されつゝあるのは、勿論の次第であります。それでも、彼等は、總理大臣何のなに／＼殿と書かないで、多くは總理大臣、衆議院議員、何々殿と書き、或は、衆議院議員、何大臣、何々殿と書き、或は、また、衆議院議員、何々殿と書き、その大臣若くは次官の稱を略して書く場合があります、日々の新聞にも、總理大臣何々君と、衆議院議員の稱を略して書いて居る場合は、滅多にありません。

それ位、彼等は、衆議院議員の稱を、尊んで居るのであります。

なぜ、さうかとは、問ふまでもなく、前に申した通り、多数の人民に選ばれて、國運の方向を決定する、重責の地位に在ることは、實際、其の人に有り、其の選挙區に有り、其の國に有り、最高の名譽と尊敬に値へるからであります。その通り、彼等は、選挙の意義を重んずるから、選挙の結果を重んじて居るのであります。だからこそ、選挙する國民、立憲の國民でありませう、日本のやうに、自分の選挙した代表者を、郡長の下に置き、縣知事の下に置き、書記官の下に置き、警部長の下に置き、それらの諸氏を尊んで、我が代議士を尊ぶことを知らない國民は、未だ選挙の何ものたる、立憲國家の何ものたる意義、精神を解しないものでせう。

彼等は、かくの如く、選挙を尊びますから、選挙した代議士を尊ぶのでありますから、貴族院の議員は、いづれも、世故になれた、一代の名流であるけれど、衆議院の議員ほどには尊びません。但、米國の上院議員は、日本や、英國の、それとは異なり、選挙せらるるのでありますから、米國人は、これに對し、多大の尊敬を拂つて居ります。彼等は、各

洲から二名づゝ、六年の期間を以て選舉されます。その衆議院議員は、二ヶ年の任期で、各洲から、多人数選出せらるゝに對し、上院議員は、少数ですから、その一層尊敬せらるるのは、當り前でありませう。スミスは、

任期は、六年であるけれど、三分の一づゝ、二年ごとに更代することになつて居る。これらの諸氏は、大抵、再選せらるゝから、殆んど終身永續の地位の如く見られて居る。その人数は少く、その力柄の優れて居る所から、上院議員の地位は、非常に有力である

と教へてゐます。米國の上院の組織は、此の點に於て、たしかに、世界の他の行き方と、趣を異にしてゐます。日本の貴族院は、さて、どう成り行くのでせうか、

それよりも、衆議院議員に擧げられつゝある人士の、素質、經歷如何、それは、實際、以上のやうな、各種の、國家的要務を負擔するに足る人であるが、國家の尊信を受くるに値へする人であるか、と、いふが、問題でありませう。先年——大正十五年二月末——、英國の首相ポールドウイン氏は、同國ソングスト教會の代表者達に招かれた席上に、次の

如く演説してゐます——氏は、同教派の、平信徒だ相です、細君も、さうだ相です——。衆議院には、種々の職業、經歷の人々が、入り交つて居られる、その人々の顔付を見廻し、その思想、信仰、主張等を思ひ見ることは、興味の深いことである。彼——ボ氏のこと——の見る所、その中、特に勞働評議員の中には、若し五十年前の時勢であつたら、基督教の牧師になつたであらうと思はるゝ性質の方が、幾人もある。彼等は、全體としての國民を救はねばならないと思ふ精神から、政界の人となつたのであるらしい。尤も、かくの如きは、獨り、勞働派の議員に限らず、今日の各派に共通の現象であるらしい。これぞ、今日の外觀の、くらやみを救ひつゝある事實である。と、彼は、かく論じつゝ、更に、

今日の英國ほど、第二のウエスレイ、ホヒフトフヒールドの様な宗教家を、必要とする時代は無い、と

論じ、時代の非宗教的で、やゝもすれば、先達の人々が、無責任に、享樂的になり、奢侈、贅澤の風の滔々として流行しつゝあるを慨し、これは、實に、大戦争以後の流行であ

るが、それだけ、こゝに、他の勢力、即ち、宗教的勢力の、勃興の必要あることを思ふと論じ、果ては、前述の如く、労働派議員を賞揚するに至つたのだ相であります。

彼の所説は、次の一行につきまます、曰く、

政治家の事業は、本當に考へれば、即ち、宗教家の事業の一部である。

彼は、かく信じて居るのでありませう。さればこそ、前年、彼が初めて總理大臣になつた時、お喜びの客に答へて、

喜んで下さるのは、まだ早い、どうぞ、未熟の私が、大過なく、此の大任を果し得る様に、同志と共に、眞剣に祈つて下さい、

と申しました。私は、彼が、どれだけの事業を爲し得るかを知りませんが、此の志ざしを聞いて、頗る頼母しいと感じました。又、此の志ざしの人々を、多數に有して居る労働黨を頼母しいと思ひました。

日本の議員諸氏、政治家諸氏は、これを何と讀み、何と聞かるとありませう。日本の代議士、日本の將來こそ問題であります。

備考、代議士といふは、政治家である、政治家の英語は、普通に、ポリチシアンで、たまに、ステートマンといふ字を用ゐ、後の方が、前の方よりも、高尚、公明の意味に考へられてゐますが、私は、此の兩語よりも、米國の、各、知事に、ガヴァナーといふ言葉が用ゐられてある、そのガヴァナーの字の方が、より多く政治家といふ意に適して居らうと思ひます。その語は、舟の舵取といふ意味だ相です、州なる舟が、その航路を取り違へず、安全に航海するやう、州の行政を指導することが、州の長官、即ち、日本で申す所の、府縣知事等の責任であると申すのであります。私は、總ての政治家に、此の舵取の意味合があらうと思ひます。

第八章 選挙の話

前に、政府の話をし、議會の話をし、やゝ、その細目に入つて、議長の話をし、議員の話をし、また、その話をして、こゝで選挙の話をするのは、間違つて居る、順序が間違つて居ると思はるゝかも知れません。私も、さう思はないことも無かつたのですが、やつぱり、この順序の方がいと考へて、かう決めました。ローゼンベルグ嬢も、これと、同じ様な順序の書き方をしてゐますから、全く例の無いことでもありません。

諸、代議士の選挙であります、その代議士の、性質、職分に就ては、前章に述べた通り、辯護士として、醫師として、後見人として、支配人として、又、又仲買人として、種種、重要な仕事をあづかる人、それを、委託する、自分の代表者、代理人である。(一)よくくその人品、骨柄、器量、學識を擇ばねばならぬことは、勿論のこと、(二)選ぶその人に、多大の金を使はせ、迷惑をかけ、億劫に、不愉快に思はせてならないことも、又、

勿論のこと、(三)さりとて、選挙には、金が必要、金がなくては、選挙は行はれないに定まつて居るから、その費用は、依頼人たる、人民の方で、負擔するもの、亦勿論のこと、——例へば、辯護士に、事件を依頼し、醫師に、診察を頼んだ場合のやうに——若くは特志の人達があつて、これを負擔し、いづれにしても、頼まるゝ候補者に、迷惑をかけない様にするには、事理當然のことでありませう。

然るに、我が國では、その選挙の費用が(一)いつも候補者持になり、(二)金持の候補者のみが、歓迎され、(三)従つて、候補者の才能、識見、學力、品性、と、いつたやうな方面の事は、些しも問はれない實況になつて居りますから、全く變でせう。

そこで、今日の、我が國の選挙は、總て金次第、金が一番に、ものいふ選挙となつてゐますので、その金が、大へんに、悪用せられて、腐敗だ、賄賂だ、買収だ、と、聞くも忌ましい、耻かしい噂が、選挙ごとに、廣く世間に傳へらるゝのであります。その金高が、いくらであるかは、明瞭ではありませんけれど、私が、議會の片隅で、數名の議員さんの、ひそく話を聞いた時の標準は、一人前、大凡、四萬圓位、若しそれ以下の人があれ

ば、それは特別上出来の部類、普通は、四萬圓位をかゝつて居る。それ以上の人も、勿論、多く、と、いふことで、尙、私の、聞いた最高の人、四十萬圓でありました。

これは、實に、驚くべき、怖るべきことでありますが、議會の初めに、こんな事のあるのは、或は免れない數と見え、英國の昔にも——十七世紀、十八世紀ころのこと、

狭い選挙區の、多くでは、金で、投票者を買収する、勢力のあり、手段のある金持連が、自然に、その區を占有することになつた。

この種の選挙區が、「巾着」とか「腐敗した」選挙區とかの、あだ名をつけられたのは、當然である

と、書かれてあります。但、それは、昔の事、今は、相當純潔と言はれますが、何年になつたら、日本も、その域に達しませうか、皆さんは、そのために、間接、直接心を使はねばなりません。

選挙に就ては、以上、金のことに注意せらるゝ——金を使はない様に、金を、ばらまいて、投票を買はんとする候補者を卑しめ、斥ぞける様に——のが、第一必要の事でありま

すが、更に、次の數點の事を、お考へ下さい。

一 候補者の属する政黨の政策を考へること

今日の選挙は、大體、政黨に依つて行はれます。政黨に依らない、獨立の候補者として、識見の高い、品性の立派な、模範的の純士も、あるには、ありますけれど、成功は、よほど六かしい、大體に於て、政黨の候補者が勝利を制します。

これは、必らずしも悪い事ではありません。今日は政黨に依つて、その競争に依つて、善き政治の發達を期して居る時代です。

ですから、その政黨が、何を言ひ、何を行はんとして居るかを、注意されねばなりません。投票者は、その人に投票するのであるけれど、押し詰めて言へば、その黨派に投票するのであります。その黨派の主張する所を行へば、日本の政治が、改善されて、國運が榮へ、萬事都合が、よくなり、自分達も、らくになると思ふから、その黨派に投票するのであります。それ故、その黨派の主張する所に就て、仔細に注意する必要があります。所で、

今日の我が国では、黨派の主張に注意する投票者が、あまりに少いから、困ります。尙、我が國の黨派は、外國のそれ程に、未だ進歩して居りません。外國では、その黨派の人を選挙するのですから、その牛れが、土地の人であらうが、あるまいかを問ひません。地方に在る政黨の事務所では、誰でもいい、我が黨の候補者なら、推す、全選挙區、一致して推す、といふ風に、平素の訓練をつとめてゐます。

日本の政黨も、こゝまで發達せねばなりません。こゝまで發達すれば、眞正な選挙が行はるゝことになります。土地の牛れでない候補者を、輸入候補者など、稱して、いやがり、邪魔する風は、恥かしいことでもあります。日本人が、日本中を駆け廻るのに、何が、輸入であり、輸出でありませうか。

二 新聞を注意して読むこと

新聞を読むことも、よほど注意されねばなりません。新聞は、無くてならぬ、いゝ、有力な機關でありますけれど、同時に、間違つた、片寄つた、眞實、公平でない報導をする

場合もあります。讀者として、これを読み分けることは、困難でありませうけれど、然しながら注意されねばなりません。選挙の場合は別して、さうであります。

新聞を読み分けるのみならず、演説をも聞き分けられねばなりません。これを読み分け、聞き分ける方法は、悪口、雑言に、注意されたい、でせう。その新聞、演説者が、他人を如何に批評するかよりも、本人の主張を何と説明するかに注意されたい、でせう。惻かな、眞面目な人なら、他人の批評などに、時間を費しますまい、その批評に、時間を費す人は、要するに、自分の意見の持ち合せの無い人でせう。そんな人は、代議士となる資格はありません。皆さんが、こゝに注意されるれば、新聞の記事にも讀まれず、演説者の演説にも釣込まれず、事の眞相、國運の趨勢を、割合に、理解せらるゝことができませう。

三 候補者も豫選する、こと

候補者といふものは、何も、選挙間際になつてから、舉ぐべきもの、舉げねばならない

ものと定まりません。我が國では、それを、選挙の一ヶ月前か、一ヶ月半前になつてから定め、切迫した期間に、わつわと、擔ぎ廻る習慣になつてゐますが、イギリスの自由黨には、現に、候補者協會といふ團體があります。イギリスの前回の総選挙は、御承知の通り、大正十三年の暮に行はれましたが、次の総選挙は、大正十八年の暮に行はるゝ筈です。解散が行はるれば別です——ですから、次の選挙は、尙、三年先に行はるゝ豫定であるのに、自由黨は、早くも候補者協會といふ團體を組織して、多数の候補者を作り、選挙區との關係を密にし、その意見の普及、宣傳につとめてゐます。

この一例を推して、これは道理上、さうすべきことであるか、否やを、考へて下さい。私は、日本でも、早く、斯様にすべきであると思ひます。斯様にして、候補者と、その選挙區民と、一緒に、時の政治問題を研究し、その弊を避け、その利を進め、その勢力を張る方法を工夫し、努力すべきであります。何事も、研究し、努力しないでは、ものになりません。政治も、その通りであります。

四 候補者に質問すること

前の如く、候補者を、二年も、三年も前から豫選して、互に研究し、領解して居れば、選挙は、事もなく、行はるのでありますけれど、それにしても、差迫つた選挙である、その時の問題が、尙、次から次に湧き起ります所から、英、米等の候補者は、洪水のやうに流れ込む、多数の書面を、選挙前に受け取ると申します。それは、質問書でありませぬ、何の問題、何の事件に就て、貴下の考へらるゝ解釋、方針は如何と、投票者から、候補者の意見を、問ひ合せるのであります。候補者は、それに一々、答へて居る、答へねばならないのであります。それだけ、彼等の投票者は、時の政治問題、その利用、その解決に、注意を拂つて居るのであります。我が國では、この様なことが、殆んど行はれません。現に、私が、候補者として、受け取つた、その様な質問書は、一回、十通を越へませんでした。私は、喜んで、それに答へましたけれど、僅にこれ位、實に、張り合の無い次第でありました。これでは可けません、もつと、熱心に、問ひ合される様にしたい、大

切な一票である、無意義には投票さるべきでない、候補者に對し、直接、質問し、論究せらるゝ風の、盛んに起むんことを希望します。

五 無記名投票の精神を互に嚴守すること

選挙は、神聖である、投票者に自由に行はせねばならないとして、投票を無記名にすることにしてあります。即ち、投票者は、候補者の氏名だけを、投票用紙に書き込むべく、自分の氏名を、それに書き入るに必要はない、それを書き込んでおかないとしてあります。その心は、投票者の名を、それに書き込んで置けば、それを根に持つて、後日、どんな言ひがゝりをする、卑劣な候補者、亂暴者があるかも知れないから、それを防ぐため、投票者の名を後日に残さない様にしたのであります。

これは、洵に、行き届いた、投票上の用意であります。この精神を推し、この目的を達するためには、

「イ」誰でも、投票者に對し、あなたは、誰に投票なさるか、問ふてはなりません。

「ロ」若し、それを問ひ、それに答へて、それが明かになれば、投票を無記名にする精神、目的は、全く駄目になります。

然る所、従來の運動員は、しばしば、これを問ふて、迫りました。その不都合であることは、勿論として、それよりも、甚しいのは、警察官である、刑事である、公職に在る、この種の人達までが、しばしば、これを選挙人に問ひました。彼等は、これを、その上官に報告し、上官は、これを内務省に報告し、内務省は、各候補者の、當選豫想表を作つて、その成り行を監視し、内々に援助し、又、妨害してゐたのであります。これは、怪しからんことで、實に政府自ら、我が法律を無視し、破壊してゐたのであります。今後は、これに注意し、互に、こんな間違つたことをしない様、嚴に警戒せねばなりません。この意味に於て、私は、

「ハ」無記名投票の精神を貫徹するため、警察官吏等は、有権者に對し、投票に関する質問を問ひ、報告してはならない、報告させてはならない。

と斷言します。法は、官吏だけが守るのでなく、國民全體が守るべきもの、どうぞ、折

角の無記名投票の目的が、無駄にならない様、相共に警戒せられたい。

略ぼ斯様なことに注意されるれば、今後の選挙界の空気は、次第によくなり、幾分が、役立つ候補者も現れ、議会の力は、充實され、緊張するゝことになりませう。

第九章 豫算の話

豫算が議会の仕事の中で一番重要なものであるといふことは、前に述べて置きました。議会の組織、選挙に関する話等を、一通り終りましたから、こゝで、その豫算の話を、又、致します。詳しい話は出来ませんが、これだけは、他の事よりも、幾分か詳しく、しくと思ふのであります。

豫算は、政府から議会へ提出します。それは、政府の當然の務め、金がなくては、御互の家が立ち往きません如く、國家も同様の事情でありますから、豫算に依つて、政府の必要とする金高を、議会に求め、その計畫を進めるのであります。それで、政府は、先づその案を作ります。政府が、豫算の案を作ること、豫算の編成と申し、又、編成權とも申します。

議会は、政府の提出した豫算案を、受けて審議し、可否の決定を與へます。その可決は

即ち政府の案に對する議會承認である。政府は、議會の承認を得てから、初めて租税を取り立てます。議會の同意を得ない間は、政府といへども、一錢たりとも、租税を取り立てることは出来ません、若し取り立つる者があれば、それは泥棒同様の、不法の行爲であります。政府の提案に、議會の同意することを、協賛と申し、又、協賛權とも申します。

豫算案の、議會に協賛せられない時は、政府は、國民の信用を失墜したものととして、辭職します。或は、議會を解散して、信任の有無、を國民に問ひます。但、これは、イギリスの慣例であつて、未だ日本の慣例でないやうです、日本の、政府の辭職は、必ずしも豫算案の成敗に關連せず、議會の解散も、概して其の外の理由に因つて居ります。日本の政府と議會は、豫算を、割合に軽く見て居るかも知れません、それにも拘はらず、豫算案の議定は、國家の重大事、特に、議會から考へて、さうであります。議會は、これに由つて、國家に對する最高の務めであります。

例へば、戦争は、陛下の大權に依つて決せらるゝと申しながら、議會も、それに関し、多大の責任、義務を分擔しますが、それは、主として、豫算に於て致します。豫算を協賛

して、この非常の目的を達せんとし、又、豫算を否認して、時の政府に、戦争に着手し得させない様にも致します。豫算があればこそ、戦争もできますが、豫算がなければ、戦争はでないからであります。

斯様なわけで、豫算は、議會にも、政府にも、直接、重大の關係を有し、一言にして掩へば、國家は、これを以て興り、これを以て敗る、とも申せませう。私どもの家も同様でありますから、私どもは、豫算の事によく注意をせねばなりません。

「イ」國の豫算、家の豫算

然らば、豫算とは、何かと申せば、國の豫算は、家の家計簿であります。その臺所帳であります。双方とも、その暮し向きに關する收支の帳簿であります。單に、受け入れが、いくらで、支拂ひが、いくら、と、記入するだけでなく、その計畫、目的、方針を現はした、數學上の計畫と、活動の技折りであります。イギリスでは、これを法律と申し、豫算即ち法律、議會で決定せられた豫算は、國民の間に、法律として、遵守せらるる權力にな

るものだと申してゐます。但、日本では、さうは、申して居りません。

家の臺所帳は、無くても済さるゝ場合がありません。そのわけは、

一、その出入の額が少いから、帳面がなくとも、覚えて居らるゝから、

二、その収入は、租税のやうに取り立てるものでなく、御互の、自ら備け出し、稼ぎ出したもの、即ち、私的収入であるから

三、且御互の家は、時としては、潰れる、必らずしも萬世に不朽なものでないから、

凡そ、この三理由に依つて、家計簿、臺所帳の無い、不始末の申譯はつきませう、けれども、國家は、これと異なり、

四、國家は、萬世につゞくべき性質のものである、

五、その必要の収入は、租税を以て取り立てる、強制的、公的性質のものである、

六、且、その出入は、何億圓、何十億圓といふ巨額に達し、帳面に依り、幾百千人の、多数の吏員に依り、辛ふじて、正確に、辨證し、勘定し得らるゝ性質のものである。

といふ所から、國家には、特に、豫算が必要である。と、いふことが、誰にも首肯され

ませう、のみならず、凡そ、事は豫すれば則ち立つ、豫せざれば則ち廢る、と、孔子さんも申されました。即ち

七、豫算は、計畫といふことである、前以て計畫を立てるといふことである、それは、事の失敗を防ぎ、成功を期する所以の準備と決意とであつて、同時に、その内容を、公明にし、正大ならしめる、最善の手段である。

といふことになりませう。それで、各國の政府は、豫算を立てる必要を認め、その編成に、注意と努力を拂ひ、以て、國家を治むる、基本の方法と信するに至つた。

「ロ」豫算の効用

そこで、その豫算の効用であります、豫算は、事の失敗を防ぎ、成功を期する所以の、最善の準備であり、方法である、と、申せば、その効用に關する大體の説明は、已に盡きて居りますけれど、尙、各國の政府が、これを設けた趣意、目的には、凡そ次の様な四大理由があると稱されます。

一、第一は、政府の物入りを減らすこととあります。

豫算を立てなければ、物事の順序、本末の別がつかない、それを考へずに、手當り次第、思ひつき次第に、仕事を始むることになれば、自然に物入りが多くなり、始末がつかなくなる、これは分り切つたことで、嚴に戒めねばならないはづ、豫算を立てるのは、此の大ざつばな、不規律な、仕事の着手、物入りを矯めるため、従つて豫算が、嚴正に編成され、遵奉されるれば、國の事が——家の事も——秩序的に運ばるゝ様になります。

米國には、往々、不思議な事があります。彼は、最近まで、豫算を立てずにゐました。世界の文明國中、一番おそく、豫算を立てたのは、實に彼れ米國でありまして、一九二一年、我が大正十年から漸く、これを始めかけたのでありますが、然も、その効能は、的面に現れまして、年の九月と思ひます、大統領ハーデングは、演説をして、豫算といふは、有り難いものである、既に七億圓の物入りを減ずることができた。と、申しました。今年、それだけの物入りを減ずれば、次の年以後には、それだけの租税が、確實に減ぜらるゝのは、當然の理合ひであります。ですから、豫算は、一名減税の「てこ」である、そ

のために立てらるゝものであるとも申します。

二、その次に、豫算は、各方面の、仕事の割合と、費用とを、公平、均等ならしむるために立つる、と、申します。

日本では、陸海軍が、兎角、餘計に金を費ひ過ぎて困る、と、申しますが、どの政府も、一方に偏しては、全般の、健全な計畫、有効な發達を遂ぐることはできません。皆さんのお宅でも、若し旦那さんの交際費に縮りがなく、奥さんの衣裳好みに際限がないとか、一方に偏した費ひ力をなされるれば、必らず他方に缺陷を生じて、順當な暮らし方を爲し得られませんまい。豫算を立て、家賃はいくら、米代はいくら、主人の交際費はいくらで、子供の費用はいくらと、割合をきめ、制限をつけられるれば、そこに縮りがつき、ごたくさが無くなり、平和が保て、家運がすん／＼振興いたしませう。各部門、各關係者の間に、この公平、均等を保たせるといふことが、豫算に期待せらるゝ効用の一重點であります。

三、豫算は、關係の者や、大臣達の責任を明かにします。

關係の者や、大臣達の、爲すべき仕事と、費用の高とが、豫算に依つて、明瞭に區分さ

れ、又、公定されてゐますから、それが、その通りに、できたか、できないか、その費用で、できたか、費用に不足を生じたか、その費額に照らして、よくできたか、まづくできたか等の、でき栄へが、明瞭になり、議會をして、これを監督し、國民として、これを批評するに、一定の標準が立つてます所から、當事者の責任が、最も正しく、確かに、問ひ、たゞさるゝのであります。

四、その次に、豫算は、國民的政治の楯となり、保障となります。

今は、國民が、自ら治むる時代であると申します。それには、政府が、何をしようとしてゐるか、政府をして、何を爲さしむべきであるかを、國民が承知して、考へて居らねばなりません。差詰め、いくらもの租税を拂ふべきであるか、それは、増したのか、減つたのか、何に由つて増し、何に由つて減じ、誰がこれを増させ、誰がこれを減じさせたのかを、明知してゐねばなりません。それを、その通り、承知させてくれるものが豫算であります。ですから、豫算は、國民的政治を、確實に保障する方法、尺度であります。

就ては、その豫算を作る者は、——即ち大蔵の當局者——これを編成するに當り、次の

二點に殊に注意をさるべきであります。

甲、豫算内に計上さるゝ、各事案の分量と、性質、その目的とが一目して分る様、明らかに分類してあること、

乙、それに必要な費用は、どうして徴収するのか、その方法が、念入りに規定され、且、その割當てが、各種の階級に、公平に行き亘り、何人も、負擔に惱まず、一般に得心し易からしむること、

豫算を作る當事者には、實に、この邊の深い注意、苦心が、必要であります。その成績により、いゝ大蔵大臣とか、下手な、無能の大臣とかの、批評が起り、價値が決し、その評判を通じて、内閣全體の評判も、或は善くなり、或は悪くなり、或は永續し、或は倒壊する等、一大蔵大臣の信用、勢力から、内閣の浮沈を決する、重大の影響は、しばしば起り来る。豫算の、巧拙、得失は、國運の盛衰に、それ程の關係があるのであります。

「ハ」豫算の見方

そこで、豫算を御覽なさるには、どうなさるべきか、それは、主として、その出方と入り方に注意なさるべきだ。それが、双方、一厘の過不足なく、出合つて居れば、よく、作られた豫算であります。但、これは、その決算に對照して、申しますことで、豫算だけの帳面前を合せることなら、誰にでも無難作にできます。現に、日本政府の豫算は、収入も、支出も、いつでも、よく、びたりと合せてあります——英國のは、これを合せてなく、収入が、支出よりも、些だけ多い計算にしてあります。その多い高、即ち残つた高が、萬一の場合の豫備費に充てらるゝのであります——けれども實際の収入と支出が、豫算上の計算と、よく一致するから、問題となるのであります。それは、豫算を待つて知ります。決算に依つて始めて分るのでありますから、その積りして、豫算と、決算と、一厘の過不足なく、よく出合ふかを注意して下さい。

尤も、日本の、近年の豫算は、既に十五億を超へてゐます。こんな巨額の出し入れに、一厘の過不足のないことを期するのは無理であります。人間業には、殆んどできない事でありますから、理想の標準は、そこに置くとしても、實際に於ては、それに近い成績、收

入も、支出も、豫算の規定に近い支出にとらまつたと、初めの豫算に、大違ひのない成績を決算に期せるのであります。こゝに大藏當事者の技術と、信用と、並々ならぬ苦心とがあるものであります。その心して、御覽下さい。

但、今日の日本では、その決算が容易に手に入りません。決算も、政府から議會に提出せらるゝので、政府は、その義務を議會に有して居られますけれど、提出の時期が、甚だ、おそくて、殆んど實際の役に立ちません。

そこで、その決算の手に入らない場合は、どうするかと、便宜の方法を、こゝに説いて置きます。

一、決算の手に入らない場合には、「現計」といふものがありますから、それを、御覽下さい。この「現計」も、政府は、議會に提出すべき義務を有つて居られ、毎々、その通り提出して居られます。例へば、十四年度の豫算の現計は——決算見た様なもの——十五年の七月三十一日を期限として作られますから、九月、十月ころには、新聞に發表されます。政府は、十六年春の議會に、その十六年度の豫算を提出される時、この十四年度の現計書、

を参考に添へられます。それで、大凡の事が分ります、政府の豫算が、豫算通りに行はれたか、どうかの成績が、これに依つて大凡分りますから、それを對照して下さい。

二、その「現計」も間に合はない時がありませう、お手許に持ち合はされない時がありませう、その時は、その新豫算に編入してある前年度の剰餘金を見て下さい。

一體、豫算といふものは、その年の収入を以て、その年の支出を賄ふべきもので、議會は、毎年開かれますから、それで、いゝ理合ひになつて居ります。然るに、新豫算に、若し、前年度の剰餘金が、多額に編入してあるとすれば、

イ、前年度の豫算は、正確に作られて無かつたものである、それで、斯様に、多額の剰餘金を、新年度に繰越すことになつたのである。

ロ、前年度の豫算が、正確に作られて無つた以上は、新年度の作り方も、或は正確でないかも知れない、大いに注意する必要がある、

ハ、現に、前年度の剰餘金が、多額に、新豫算に編入してある所から見れば、新豫算の基礎は、確實であるか、ないか、注意せねばならない。或は、存外、不安の點があるの

かも知れない。

といふ、周密なる注意、檢索を要することになるのであります。それで、この剰餘金のことを、相當、御注意下さい。

三、斯くは申すものゝ、剰餘金の事は、まだ、心配の少い方でせう。豫算の性質上からは問題であるべきことにしても、實際上からは、心配の少い方でせう。若しも新豫算に、借入金が入れば、その豫算は、更に不安な、悪い豫算であります。國家の事業は、申すまでもなく、國民の租税を主として、及び、官業の収入を以て支辨さるべきものである、その租税と、官業の収入が足りないので、借金をする、政府が、借金をして、租税と、官業との、確實な収入では、やり切れない以上の、何かの事業をする、その様な計畫を、豫算の中に立て、あるとすれば、それは、面白くない、重要な問題であります。恰かも、皆さんの家で、収入が足りない、足りないから借金をする、借金をして一時の凌ぎをつけ、若くは贅澤をせらるるといふ様なもので、その不安であり、危険であることは、申すまでもありません。故に、この點を注意して御覽なさるのであります。

豫算を御覽なさるには、凡て以上のやうな注意が要りませう、それで、日本の豫算に
 は、この剰餘金の繰越と、借入金金の編入とが、近年、普通の事の様になつて参りました。
 その金高も、かなり多額であります。政府は何といはるゝかも知りませんが、以上の理由
 に依り、私は、近年の政府の豫算を、概して、よくないできである、もつと、よく作らね
 ばならないと評します。

「エ」 よい豫算の一例

豫算と、決算とに、多くの違ひがあつてはならない。その多くないのが、いゝ豫算であ
 つて、多くなるのは、悪い豫算であると、私は、前に申しました。

然らば、その、どれ位までを、多い違ひとし、どれ位までを、少い違ひとするか、
 それが、問題でありませう。私は、英國の例を假つて、その説明に換へます。

甲の上、一八九三年度の英國の豫算
 歳入 九億一千六百四十萬圓
 歳出 九億一千四百六十四萬圓

差引剰餘 百七十六萬圓

この剰餘は、前に申した通り、萬一の場合の豫備金に充てられるのであります。それ
 で、實際は、どうしたかと申せば、

甲の下、同年度の決算
 歳入 九億一千百三十四萬圓
 歳出 九億一千三百三萬圓
 差引不足 百六十九萬圓

右の如く、百六十九萬圓の不足となりました。本來は、百七十六萬圓の余金の生ずべき
 計畫であつた所、不幸にして、反つて百六十九萬圓の不足となりました、これを、いゝ豫
 算といふ筈はありませんけれど、然しながら、同年は、英國に取り、いろゝ不幸なで
 き事の多かつた年である。それに拘はらず、僅か百六十萬圓の不足で、この辻褄の合はさ
 れたといふことは、時の大蔵大臣ハーコート、非凡の伎倆を現はしたものであるとし
 て、敵味方に、ひとしく嘆賞されました。

乙の上 一八九四年度の同國の豫算

歳入 九億四千七百七十五萬圓

歳出 九億三千八百八十四萬圓

差引剰余 二百九十一萬圓

乙の下、同 決算

歳入 九億四千六百八十四萬圓

歳出 九億三千九百十九萬圓

差引剰余 七百六十五萬圓

これは、前年のやうな不足がなく、よく七百餘萬圓の剰余を生じました。九億餘萬圓に對する七百餘萬圓ですから、一分に足らず、八厘位の割合にとどまります。それで、實に、いゝできである、天晴の才能、手腕であるとして、ハーコートの名藏相としての評判は、一層高められ、たしかめられました。

それでは、どんな開きのある豫算を、英人は、できの悪い豫算、よくない豫算と申して

居るかと申せば、

丙の上、一九一二年度の同國の豫算

歳入 十八億七千八百八十九萬圓

歳出 十八億六千八百八十五萬圓

差引剰余 三百四萬圓

丙の下 同決算

差引剰余 百八十萬圓

右の如く、剰余は、剰余として、間違ひなく残りしました。けれども、その歳入は、豫算にくらべて、一千六百十三萬圓を増し——總額に比し約八厘六分位——歳出は、豫算にくらべて、一千七百三十七萬圓を増し——總額に比し約九厘三毛位——でゐますから、同國の論者は、これは多くの開きである、多くの狂ひを生じた、豫算である、信用の置けない豫算であると批評しました。この時は藏相は、自由黨のロイド、ジョージ氏、實は、

その前年の豫算も、既に開きが多かつたので、ます／＼、これでは、信用が置けないと、批評され、論難さるゝに至つたのであります。以て、彼等の、期待して居る標準と、實際の成績が分られませう。

これらの批評に對して、日本の豫算の成績を御覽下さい。、何と感ぜられますか、

「ホ」豫算の審議の期間

第一に、豫算は、議會の開會と同時に提出せられます、此は、憲法に明文があつて、さうしなければならぬのであります——尤も、英國の議會にはこんな制限はありませんか、其の議會は、普通に二月の初めに開けますが、豫算は、四月の終りに提出せられます。けれども、これにも、明文と、現實との相違があつて、議會の、毎年々末開かれた時、政府は、豫算を提出した形式上の手續きを取り、直ちに來春の二十日ごろまで議會を休會します。一月の二十日過ぎ、二十一日ごろになつて開會した時、政府は即ち豫算を提出します。政府の手都合上、この頃まで待たねば、豫算を提出し得ないのだと申します。

そこで、第二に、衆議院は、豫算を受け取つてから、三週間内に議了しなければなりません。それ故、毎年二月十一日ごろ、大凡、その前後が、豫算討議の時期となります。我が國の、財政上の計畫は、大體、この時期に於て決定せらるゝのであります。

第三、さりながら、議會は貴、衆議院から成り立つて居る、衆議院の議決だけでは、未だ確定となりません、衆議院は、その議決した豫算案を、即日、貴族院に送ります、貴族院の、これを審議する期間には、衆議院のやうな制限はありません、貴族院自ら、院の見込を以て、豫定します、その豫定は、大抵一ヶ月位の習慣で、且、必要があれば、更に延長する習慣で、實際は、多く、一ヶ月以上になつてゐます。

第四、豫算案以外の議案は、衆議院に、先きに出すも、貴族院に先きに出すも、政府の自由であるのに、獨り、豫算案のみ衆議院に先きに出すだけは、前に述べた通り、税を出す者は人民である、衆議院は、その人民の代表者の集まつて居る所である、豫算案は、税を主要の關係とするから、先づ衆議院に提出せよといふ點に在りませう、さすれば、その心は、衆議院をして、貴族院よりも、長く、念入りに、審査し、論議せしめようといふ

趣意である。然るに、實際は、かくの如く、衆議院の審査期間は、貴族院の審査期間よりも短くなつて居る。これ、近年、貴族院制の改革論、特に、豫算審議期間の短縮論の起つて居る所以であります。

第五、英國の貴族院も、本は、日本の貴族院同様、豫算の事を、やかましく論じました。然しながら、豫算は、特に人民に關係があるといふ、以上の理由で、衆議院の勢力が発達すると共に、貴族院は、次第にその權力を狭められ、最近、一九一一年の、議會議法の制定に至つて、その審議權は、殆んど全く奪はれて了りました。尙、その事は、他の章に些しく述べて置きましたから、御参照下さい。

「へ」豫算の増加と政黨との關係

政黨が、今日の政治の、中心勢力であることは、他の章にも、挿んで置きました。その政黨が、政費の節減を、要求の一部として居たことは、疑ひありません。現に、加藤高明子を首班として組織された、内閣、憲政會は、財政上の整理、緊縮を、その重なる

要綱としておきました。

そのみならず、私は、この章に於て、豫算は、政費を引き締め、租税を輕減する効用のあるものである、實は、その引き締めを、編成の目的として居るものであると説いて置きました。

然も、その實際は如何と申せば、我が國の政費は、政黨に依つて、會て輕減されないのみならず、寧ろ増加されつゝあります。日本と、よく似た傾向に在る米國では、政黨政治は、政費を増加するものである、政費の輕減は、政黨に依つては望まれない、と論ずる者が、次第に殖えて参りました。

それは、何故であるかと申せば、

「い」時の政府は、その議會に、多數を占めた政黨の代表者に依つて、組織されて居る、「ろ」その多數黨は、我が黨の勢力を發揚するため、何かしよう、しよう、と、焦つて居る、

「は」それだけでない、時の政府即ち自分達の政府に、傷をつけまいとする人情から、彼

れ、多数黨の議員は、この時、決して政府の缺點、急所を論じない。若し、そんな意見を吐かうとする者があれば、黨の政府と、その幹部は、極力慰撫して、それを鎮壓する。その多数黨の意見は、議會の意見である、議會は、多数黨の意見なりに左右せらる、

「に」元來、議會は、政府に悪い事をさせない、善い事をさせるための、補導、監督の機關であるけれど、多数黨が、かくの如く、盲従、迎合、一點張で、それを、能事とする様になつて来たから、今日の政黨では、政府に政費を節約せしむることはできない。今日の政黨は、反つて、政府に、政費を膨張せしむるための機關である。

と、斯様に論ぜられて居ります。私は、この説を否認することができません。尙、近來デモクラシイといふ言葉と、その運動が盛んになつて参つたに就ても、

デモクラシーの政治は、その政費を多大に増進する。

と論ずる者が、普通になつて参りました。これにも注意せねばならず、果してさうとすれば、如何にして、政費の膨張を防ぎ、その動儉、節約を圖るかに就ては、別に工夫しなければなりません。

ればなりません。

日本のやうな、政府萬能の國では、かくの如き傾向が、一層有力であります。それだけ、一層注意を要すると存じます。

「ト」豫算の増加と本年度の豫算

その豫算は、どんなに増加しましたらうか、私の手許に、明治三年の豫算があります。その總額は、一千九百二十三萬圓で、大正十五年年度の豫算は、追加豫算を合せ、總計十六億三千九百三十八萬圓ですから、五十七年の間に、約八十五倍したことになります。

これは、何といつても、國運の進歩の明證であります。國運が進歩し、國民の負擔力が増進しなければ、こんな事はできません。私は、前に、豫算の性質を説いて、政費膨張の非を鳴らしましたが、それは、それ、これは、これ、この多大の負擔に堪へ得る様になつた、國運、國力の進歩に就ては、御互ひ共に相祝すべきであります。

尙、明治初年以來の豫算は、大概、戦争を一期として、急に膨張して居ります。その要

領は、附録に載せて置きましたから、御覽下さい。

序ゆゑ、こゝに書き添へて置きますが、戦争に依つて費用の増すといふことは、戦争のあつた年だけに限ることではなく、そこを門口として、引つゞき、永久に増加せらるゝのであります。私どもは、二十七八年、支那に勝ちました、ですから、引つゞき、軍備を擴張して、費用を増しました。三十七八年、露西亞に勝ちました、ですから、軍備を擴張して、費用を増しました。大正三四年、聯合軍に加擔して、獨逸に勝ちました、ですから、費用を増しました。大正九、十年には、一年七億圓以上の軍事費を拂ふことになりました。佛國は、今、財政難に陥つて、内閣は、猫の目の様に、くるくゝ變つて居ります、そのわけは、先年の戦争に勝つたから、獨逸の復讐を怖れて、軍備を擴張するからであります。私どもは、我が經驗の跡を推して、佛國人の、今日の境遇を、略ぼ察することができません。

それは別として、明治二十三年、議會の初めて開かれた時の、重なる租税は地租でありました。その額は三千七百萬圓で、當時の歳入總額の、略ぼ半額でありました。それだ

け、農民階級は、議會に勢力を揮ふべき理由がありました。

今日では、その形勢が變つて、大正十五年度の豫算中、最も多くの収入を爲すものは、

(イ) 酒税 二億七百二十六萬圓

(ロ) 所得税 二億七百七萬圓

の二種であります。尙、この所得税は、近い中に、更に殖へて、一番大きな税になります。せう、英國や、米國は、これを以て、その多大の歳入の、殆んど半分を充たしてゐます。所得税、酒税が、かく増加すると共に、地租は、左の如く、その位が下りました。

(ハ) 地租 五千七百五十三萬圓

尤も、今年から、かく改正せらるゝ前までは、七千三百萬圓乃至四百萬圓程度でありました。

農民階級の勢力が、議會に衰へて、他の資本家階級の勢力が、議會に起る所以でありませう。但、農民階級は、租税ではない、人である、吾等は、我が國民の約半分を占めて居るから、議會にも、それだけの勢力を揮はねばならないと、今は、人數を基としての政

治振に、しきりに力を注いで居るのであります。

以上の如くにして、約十六億圓の豫算は、日本の人口を六千萬人とし、さつと一人當り二十七圓、一家五人ぐらし百三十五圓の負擔になります。尤も、この十六億圓は、悉く租税ではありません。官業その他借入金等の關係もあつて、一人當りの平均は十五六圓位に落ちませう。それでも、一家の平均は八十圓位になります。よく、それを覺えてゐて下さい。

その外に、國債といふ、日本の政府が、日本國民の名に於て借りた金が、さつと五十億圓ありまして、一人當りの借金が、平均八十三四圓、一家四百二十四圓位に當ります。これも覺えてゐて貰ひたいのです。

第十章 租税の話

豫算の話に、租税の話は、附き物であります。因て、前章の話にも、所得税や、酒税や、地租等の収入の額を挿んで置きましたが、さりとて、それらの税の、徴收せらるゝ、基準に就ては、話しませんでした。この基準を話さないでは、何だか、物足りない様に感ぜられますから、簡單でも、それを、こゝに附け加へて置きます。

イ、 所得税

これに、第一種、二種、三種の區別のあることは、御承知、御互に、直接の關係のあるのは、第三種の勤勞所得であつて、その課税の標準は

甲、一千二百圓以上の所得ある者に、百分の二、
一千五百圓以上の者に百分の三、

二千圓以上の者に、百分の四
百萬圓以上の者に、百分の二十七

といった様に改められました。

従来、八百圓を免税點とし、それ以上の収入ある者に課税したのを、大正十五年の議會で、一千二百圓以上に、せり上げたのは、まだ、不充分と思ふけれど、たしかに、一進歩でありました。

乙、勤勞所得が、一萬二千圓以下なるときは、次の割合で控除されます。

い、六千圓までは二割

ろ、一萬二千圓以下は、最初の六千圓以上の金額はその一割

丙、扶養家族のためにも、差引かれます。それは、

三千圓以下の収入の者、その家族の一人に對し、毎百圓づゝ

ロ、地租

地價二百圓未満の田畑租は、全く免税せらる。

今後は、賃賃價格を標準として課税すること、

税率は、従前のまゝにして、

田畑 百分の四ヶ半 宅地 百分の二ヶ半

其他 同 五ヶ半

ハ、營業收益税

(昭和二年度より營業税を廢し本税を施行のこと)

同人の營業は、純益四百圓以下は、免税のこと、

税率は、法人 百分の三、六 個人 百分の二、八

ニ、資本金子税

(これも今年度から新設のもの)

甲種、公債、社債、預金等の利子、利益に對し 百分の二
 乙種、第三種所得税を納むる義務のある者の、營業以外の貸金又は預金利子に對し 同上

ホ、相続税

甲、家督相続

五千圓以下は免税のこと 五千圓以上 百分の六
 一萬圓以上 百分の七 百萬圓以上 百分の百

乙、遺産相続

五百圓以下は免税のこと 千圓以下 百分の十
 千圓以上 百分の十二 五千圓以上 百分の十四

ヘ、營業税

礦區税

試掘 一千坪ごとに、三十錢

探掘 同上

六十錢

礦産税

價格の 百分の一

ト、兌換銀行券發行税

一ヶ年千分の十二半

チ、酒税

濁酒 一石に付、三十六圓

清酒 同上

四十圓

リ、麥酒税

一石に付 二十五圓

ヌ、清涼飲料税

第一種、玉ラムネ瓶詰 一石に付、七圓

第二種 其他、同上

十圓

ル、砂糖消費税

甲、樽入黒糖、百斤ニ付 二圓

乙、樽入白下糖 同

三圓

第二種 白糖 同 五圓

第六種 氷砂糖、角砂糖

百斤ニ付 十圓

ヲ、織物消費税

價格 百分の十

(綿織物を除く)

ワ、取引所税

取引所營業税

賣買手数料收入の 百分の十五
取引税

有價證券、甲 萬分の一、五

乙

萬分之二、五

カ、骨牌税

骨牌一組毎ニ 五十錢

麻雀一組毎ニ

三圓

ヨ、登録税

不動産ノ登記

家督相続ニ依る所有權ノ取得

不動産價格 千分ノ五

永代の地上權ノ取得

同 千分ノ二十五

華族世襲財産の創設

同

千分ノ二十五

七地臺帳登録

| | | | | |
|-----------|---------|-------|---|---|
| 新規登録 | 地價千分ノ二十 | 地價ノ設定 | 同 | 十 |
| 地價ノ修正 | 同 | | | |
| 辯護士、醫師の登録 | | | | |
| 新規 | 二十圓 | | | |

登録すべき事項は、その他に種々、際限もない程ですから、略します。

タ、印紙税

| | | | | | |
|-------------|-----|------|-----|-----|----|
| 記載金高十圓以上ノ證書 | 每一通 | 萬分ノ五 | 委任狀 | 每一通 | 二錢 |
| 判取帳 | 同 | | | | |
| 約束手形 | 同 | | | | 三錢 |
| 爲替手形 | 同 | | | | 三錢 |

チ、狩獵免許税

| | |
|-----------------------|-----|
| 一等、所得税二百圓以上を納むる者、其家族も | 五十圓 |
| 二等、所得税を納むる者、其家族も | 三十圓 |
| 三等、其他 | 十五圓 |

現行の國税は以上の如く、凡て十七種あつて、その總計の收入が、別表にもある如く、毎年約八億圓、乃至九億圓となるのであります。

以上の税種は、かなり、煩雜であります。西洋では、もつと、簡単に分類し、制限して居る所があります。私は、日本のも、もつと、簡単にされたいと思つてゐます。

尙、地方税として、家屋税は、以上の外であります。府縣にせよ、市町村にせよ、以上の國税に更に附加税をかけてゐるのですから、御互の納むる税額は、それらを合せて、更に多額になるのであります。

尙、以上は、その一斑を掲げたのですから、いよく、必要の場合は、一々、その法規を参照して下さい。

注意、以上の外に、通行税、醤油税、賣薬税等は、大正十五年春——廢止されました。

第十一章 裁判所と警察署

ここで、裁判所と警察署のことを語りますが、本書の初めに、私は、政府を議會と對立せしめて、政府を行政部と稱し、議會を立法部と稱する一般の習ひであることを紹介しました。その際、これらと相對立する司法部のあることをも紹介し、三部が、鼎の足の如く、相倚り、相もたれて、今日の國家を組織し、今日の治安を保つて居るのだと申して置きました。その意味からすれば、司法部のために、もつと、多くを語るべきである。だが、此の一事では、あまりに足らないと申すことになりましたけれど、それは、どうぞ、御免下さい、私は、たゞ、此の一事だけを語つて置きます。

甲、司法のおかげ

その司法に就て、私どもの、心得て置かねばならないことは、大凡、二つ、その一つ

は、明治以後の、私どもの生活が、その以前の、幕府時代の生活にくらべ、極めて安泰にして、且幸福であり得る所以は、専ら、この司法のお蔭であるといふことです。考へて御覽なさい、私どもの、生命、財産の安全と、自由とは、司法部があつて、確實に保障してくれて居るのでありませう、若し司法部がなかつたなら、私どもの生命、財産が、他から侵されて、危険に瀕し、不安に陥つた時、私どもは、どこに訴へて、その保護を求め、回復を圖りますか、司法部があればこそ、私どもは、それを求め、それを圖ることができますが、若し司法部がなかつたなら、私どもは、到底、その保護を求めることができず、回復を圖ることができず、従つて、今日の如く、自由に、安全に暮すことはできないのであります。これは、獨り、訴訟を起し、起されて、裁判所の世話を受け、厄介になつた人々の、身の上のみ限ることではありません。他の一般國民の、一人残らずが、皆さうなつて居るのであります。それ故、私どもは、司法と、警察との、私どもの生活に、この密接の關係のある、事實と恩徳とを、常に覚えて居らねばなりません。

乙、裁判所は法律を作らない

司法に關し、裁判官に關して、心得て居るべき第二の點は、裁判官は法律を作らないこととであります。これは、裁判官を、司法官といふ「法律を司さる者」といふ、その言葉からして、既に明白でありませう。裁判官は、法律を司さる者、即ち運用する者であつて、法律を作る者ではありません。たゞ、運用するだけの者であります。然らば法律は、誰が作るのかといへば、前に申した通り、立法部、即ち議會が作ります、議會が作つたものを司法省が實行するのであります。その條文の規定に従つて、規定された當初の目的、精神の達せらるゝ様にと、注意して、運用し、執行するのであります。それが司法部の役目であり。故に、御互の明かに心得て置くべきことは、

イ、裁判官は、法律を作る者でない、法律は、議會が作るものである、

ロ、裁判官は、議會の作つた法律が、國民の間に、よく、守られて居るかを看守る者、監視する者である、

ハ、若し、その法律を破つた者ある時は、裁判所は、その者に對し、それが法律を破つ

たといふことの判決を下し、同時に、それに伴ふ罰を宣告し、且、執行するのである、但、裁判官は、前に申した通り、自分で、法律を作る者ではありませんから、自分の好き勝手に、判決を下すことは、決してできません。裁判官は、議会の作つた法律の示す所に従つて、決してそれに戻らない様、その標準通りの判決を下すのである。

こゝに、司法と立法、法律と議會との關係があります。私が、前に、議會の、國家に缺くべからざる、有要の機關であることの證據は、裁判所が、その法律を擁護し、執行することに依つて分ると申しましたのは、こゝの事であります。どうぞ、この關係を、よく、吞込んで置いて下さい、

イ、法律に關する格言

以上の三點を、吞込んで置かれるれば、司法に關する心得は、大體に於て、略ぼ可なりと思ひますが、然し、その内容に就て、もつと、知つて置かるべきことと、知つて居りたいと望まるゝこととが有ませう。詳しいことは、例に依つて、できないのですから、私は

手つ取り早く、左の格言を紹介いたします。

今は昔、私が、英書を學びかけた初めのこと、英人フォスターの著「市民讀本」の中に、裁判に關する、左の格言を、諸子は、覚えて置きなさい。

- 一、何人も、法律の前には、平等である、
- 二、何人も、確に有罪を決せらるゝまでは、無罪である。無罪の人として取扱はるゝ、
- 三、何人も、同一の事件に就て、二度と審問さるゝことはない、
- 四、裁判所は、總ての公衆のために開かれる。

との、この四大原則であります。この外に、更に、次の二ヶ條をも知つて置くべきだと、彼は、教へて居りました。

- 五、誰も、自分の關係のある事件の裁判官となれない、
 - 六、誰も、法律を、我が物顔に、我が一人の物の様に振舞ふことはできない、
- 以上の教へは、大原則といはるゝだけ、甚だ平凡であります。けれども、それだけ、私どもの生活に深い關係があります、私は、私の一生を通じ、いくたび、この言葉を思ひ

起したかを知りません。

ロ、法律の平等

私は、以上の格言を、一々、事例を挙げて、説明し、解釋しようとは思ひませんが——
 フォスターは、それに丁寧に説明して頂きました。——その中の法律の平等といふことだけに就ては、少しく申して置きたいと思ひます。それは、法律は、誰に對しても、公平であり厳正である、金持だから、罪を軽くし、貧乏者だから、罪を重くするといふことは無い、學者に對しても、無學者に對しても、皆一様に、平等に、適用せらるゝといふことでもあります——後に、ある事情を斟酌すべき場合のあることを話して置きます——平等であるから、信用があり、權威があります。平等でなくては、信用も、權威も起りません、フォスターは、その話の中に、次の物語りを加へて頂きました。

裁判官ゴスコイン、と太子ヘンリー殿下との話

英國史を讀んだ諸子は、裁判官ゴスコインと、太子ヘンリーの話を知つとるだらう、

それは

イ、法律を尊嚴ならしむるは、裁判官のつとめ、

ロ、人は皆、金持でも、貧乏者でも、一様に、法律に従ふ義務のあること、

を吾々に知らしむる、いゝ教訓である。太子ヘンリーは後のヘンリー五世で青年の頃、短氣で、あらつぽく、不良の少年等と伍し、下らぬ喧嘩などもされた方であつた。

一日、その太子の遊び仲間の一人が、裁判長ゴスコインの前に喚び出された、年若く太子は、それに腹を立てられ、自分は王子である、且、遠からず位に即ぐ者である、自分が、法廷に出でたら、裁判長は、さぞ、怖がつて、罪人を赦すであらうと思はれ、つかくつかと裁判長の前に立ち、劔を抜き、目をいからし、あらくしい言語つきで、さあ、この罪人を即刻赦せと、威嚇せられた。

所が、ゴスコインは、そんなことに動くやうな人で無つた。彼は、その職分を知り、且、法律は人に依つて相違のあるべきもので無いといふことを、よく心得てゐたから、その罪人を赦すどころか、反つて、太子ヘンリーに對し、裁判官に無禮の行爲を爲され

たから、獄に入れると、あべこべの宣告を下した。そこで、太子は、すこく、獄に下られたが、傳説に由れば、太子は、この時裁判官を咎めず、寧ろ、ゴスコインの現はした勇氣と、才智を認め、これを激賞されたといふことである。

父上の、ヘンリー四世は、事の成り行を聞かれ、

その務めを果する、かくまで、忠實な裁判官を有し、又、法律の權威に、喜んで服従した、かやうな子供を有することは、國王として幸福である。

と申されたとある。

その通り故、總てに平等であらねばならぬ。總てに平等で無い裁判は、結局、裁判で無いのである。

と、これは、昔から傳へらるゝ所のイギリスの、裁判官の公平、獨立を證明する有力の一資料であります。それが、悉く事實であつたにせよ、無つたにせよ、いゝ物語りである。裁判官は、常にかくの如き氣前と、性格の持ち主でなくてはなりません。

法律とは、かくの如きもの、裁判官とは、かくの如きもの、して見れば、これに敬意を

表し、例へば、裁判官の、法廷に強まれた時に、被告が、起立し、敬禮して、その尊敬のこゝろを顯はし、又、その位置に對する待遇と、名譽を、成るべく高くし、厚くせんと期するのは、當然の禮儀、作法であります。然るに、近來の我が國に於て、その風の、やゝ衰へつゝある様に、法廷に入つた者が、折々、喧嘩し、怒號しつゝある様に傳へらるゝのは、原因の如何は、且らく含み、甚だ憂ふべき次第と思はれます。

ハ、刑の量定、斟酌

法律は公平である、誰にも平等に適用されねばならないことは、既に申した通り、或は、申す必要の無いほど、明白な、既定の理でありますけれど、然しながら、こゝに刑の量定、事情の斟酌といふ場合があります。例へば

二人の相棒があつて、他人の家に押入り、何かを盗んだとする。

裁判の上、罪状は明白になつたから、兩人とも、十四年の刑に處せらるゝかといふに、

英國の例——一方は、常習犯者で、前にも獄に送られたことがあり、一方は、此の

時、これに引き摺られた者で、その平生の氣立て生活振りを近所の者の證明する所では、寧ろ順良である。さすれば、裁判官は、この時、前者には、十四年の極刑を課するけれど、後者に對しては、この度のことに懲り、將來は、元の順良な生活にもどるであらう、もどらしめたいものだとの希望から多分、斟酌して、六ヶ月の刑に處するであらう、裁判官は、人を見て、罰を異にする權利を有して居るのである。けれども、彼は、法律の規定を超へて罰し、又、赦すことはできない。

この斟酌に關し、世間には、往々、誤解がある様であります。その斟酌の仕方が、よかつたか、悪かつたかは、その際の問題であるが、裁判官に、この斟酌をする權限のあること、法律が、重くも、軽くも、事情に應じて所罰し得る、伸縮の餘地を裁判官に與へて居ることは、正常であると思はねばならない。こんな事のある故、總ての人は法律の前に平等であるべしとの原則が、こわされ、傷つけられるやうに思ふのは、誤解であります。

二、位地の保障

裁判官は略ぼ以上のやうな役目を預る者である。言ひ換ふれば、裁判官は、吾等全體の人民のため、その正義と公平とを指導し、守護する大切の人である。それ故、各國とも、その位地を終身にし、他の行政官等のやう、時の政府の愛憎に依り、濫りに更迭せしめらるゝことの無いやうに保障してゐます。英國は、これにも、特別の、厚い慣例を作つて、極度に、その位地を保障せんとし、苟も、明確な、不徳の行爲がなければ、決して動かさないことにしてゐます。その彼を動かす場合は、何か、彼に、不徳な、明確の事件があつて、議會が、これを問題とし、たしか、その三分の二以上の、多數の決議を以て、陛下に、奏上し、陛下の、これを納れ給ふた場合に限るといふことであります。

日本では、近年、停年制度を設け、年老いたる彼等には餘儀なく、退職せしむる例を開き、逐い、實行してゐますけれど、英國では、こんな制度をも設けず、總て、その本人の自發、自由に一任して居ります。

ホ、陪審官

裁判長に次で、知つて置くべきことは、陪審官である。日本でも、昭和参年から、この制度が實行せられ、諸員は、皆、その陪審官となるのである。いつでも、その必要の起つた時には、進んで陪審官となる用意が無くてはなりません。一體陪審官とは何であるか、それは、どんな仕事をする者であるか、どんな役に立つ者であるか、陪審官は、いつでも罪人の調べらるゝ時に、立ち合ふ者である。それは、罪人の、近所の人から選ばれます。その数は、英國に於ては十二名、日本に於ても十二名である。罪人に對しては、都合のいゝ材料もあり、都合の悪い材料もありますから、陪審官は、一々それを明白に聴き分けねばなりません。法律は、それを、どう所罰すべしとするか、裁判官はそれを讀み聞かせ、説き聞かせます。陪審官は、それで、此の者が罪がある、此の者は罪が無いと、言明すべきである。陪審法の時代には、誰でも、陪審官に依り、調べらるゝ權利を有するのでありますから、その際、若し陪審官なしに、裁判官だけで、調べられたら、その裁判は無効であります。

へ、審問

餘り、細くなり過ぎるかとも思ひますが、尙、審問の場合の事を述べて置ませう。陪審官は、宣誓して——眞實に考へて、眞實に判断するといふ誓ひ——から、着席するのであります。陪審官のみならず、裁判所に臨む者は、總て、この誓ひをして、向き／＼の用に従ふのであります。陪審官が、誓ひを終へて、着席すること、係り判事は、陪審官に對して、その犯罪の顛末を述べます。どうして、被告が、犯罪者と認めらるゝことになつたか、それを證明する材料は何であるかといふことを説明します。なぜなら、總ての犯罪には、證據を必要とします。その原則は前に述べた通り、何人も、有罪者として判定せらるゝまでは、無罪者であるべきです。でありますから、たとへ、裁判官や、陪審官は、その被告を、犯罪者であらうと推測しましても、證據に依り、それが確實に證明せらるまでは、法律は、その被告を罪することを許さないのであります。證據といふは、それ程、大切なもの、それが、近代の裁判を、即ち證據裁判と申し

ます。

ト、證人

裁判には、證據が、必要ですから、證人が要ります。尤も、證據は、人とのみ限りません、物もあります、物だけで足りる場合もあります、だが、人の必要な場合も、常に在ります、係りの判官が、陪審官に、證據の説明を終り、一應の問答が終ると、次は、その證人調べであります。

詳しく言へだ、その犯罪の行はれた時には、それを見た人がある筈である。その時に、それを見なくとも、事の起る前に、又は、起つた以後に、その人、その物を見た人、その被告が、果して犯罪者であらうか、どうかを、推知し得る人がある筈であります。その人呼び出して聴くのである。その人は、誰であらうか、身分や、職業の別はありません、それを證人と云ひ、證人調べと申します。

その證人は、一人と限らないから、答へは、まち／＼になるかも知れません。例へば、

甲の證人は、その盗んだ品のサジならばサジ、車ならば車の盗まれた時刻の前、その戸口の開け放たれてあるのを見たと言ひ、乙の證人は、丁度、その時刻の後、被告が、その邊を歩いて居るのを見たと言ひ、丙の證人は、その数日の後、被告が、その車を賣りに來、そのサジを賣りに來たので買ひ取つたと言ふたと言ひます。

これらの話の、一つ／＼は、何でもなしの事の様ですけれど、一緒に寄せ集めて見れば、大凡の様子は分りませう。

それにしても、證人は注意せねばなりません。それは、自分の直接に見たこと、又は、知つたことのみを言ふべきであつて、決して他人から聞いたことを言ふてはなりません。證人の一言に依り、被告は、或は罪せられ、或は罪せられないことにもなるのでありますから、證人は、その心持で、證言する所を慎まねばなりません。現に、法律は、その不正確の場合を豫防して、傳聞の證據は、證據にならない、と規定して居る。

そこで、その證人は、陪審官同様、先づ誓はねばなりません。誓はない人でも——西洋の誓ひは、神に對して誓ふのでありますから、中には、神はないと信する者が、その誓ひ

を拒む場合があります——誓ひする人と共に

本當の事を語り、一切、嘘、詐りを申しませぬ、たゞ、本當の事だけを語りますと約束し、その心持で、證言するのであります。若し、證人が故意に、

本當の事以上を語り、或は本當の事以下を語り、或は、全く本當で無い事を語つた

とすれば、それは、法律で申す所の偽證罪にきまります。アメリカでは、場合にも依りますが、偽證罪者は、終身禁錮に處せられます。嘘をついて、社會の約束を破り、正義を亂つた人は、一生涯、社會に居らしめないと申すのであります、

要するに法廷では、嘘をついてはなりません、法廷は、眞理、正義、眞實を保證するために在る所です。

刑事と民事

尙、法律のこと、裁判所のことを考へる場合に、そこに刑事と、民事との、二大區別のあることをも注意して置かねばなりません。

刑事といふは、法律に背いた犯罪行為、例へば、人殺しとか、強盗とか、窃盜とか、偽證とか、こんな様な性質のいく多の犯罪を申しますので、それを刑事事件と曰ひ、それを取扱ふ法廷を、刑事法廷と申します。

これに對し、第二の民事事件といふは、人と、人との争ひを、さばくものであります。即ち、双方の權利の言ひ合を、解決するものであります。その種類は、固より千差萬別で、或は商賣上の取引關係、地主と小作人との争ひ、借家主と貸主との争ひ、遺言、相続の争ひなどが、その、目立つた事例でせう。要するに、民事といふは、各人の權利と權利の争ひで、満足な解決點を見出し得ない時、その權利の正常な割合を裁判所に依つて見出して貰ふのであります。

「リ」警察のこと

こゝに、警察のことを附け加へます。警察もまた、私どもの、生命財産の擁護に、密接の關係のある、大切な機關であります。裁判所と、殆んど同じ様な機關であります。

但、警察は、國家の機關であらうか、自治體の機關であらうか、或は、どつちともつかない兩屬の機關であらうか、私は、先づ、そこから考へてかゝりたいと存じます。

一、日本の實狀は、申すまでもなく、警察は、國家の一機關であります。現に中央から、地方まで、警察は政府に屬して、警察官は、政府の重なる役人であります、

二、外國の事情を申しますと、そんな所もありますが、さうばかりではありません、倫敦や、伯林や、巴里の如き、中央政府の所在地では、その警察は、政府に屬してゐますけれども、地方に参りますと、自治體に屬してゐます。自治體は、その警察の組織を、大きくも、小さくも、自由にすることが出来ます。中央と一致する様に、訓練の連絡を取つては居りますが、尙、地方向き／＼の所があります。米國では、その警察署長の任免をすら、他の市長や、助役と同様、人民の選挙に任せて居ります——裁判官も選挙して居ります。

以上の二種類の仕組みの中、諸君は、どちらを、適當の方法と思はれますか、私は、日本も、次第々々に、外國の方法を用ゐて、警察を、自治體のものに移す日が来るであらう

と思ひます。それに、どういふ利益があるかと申せば、警察と人民との間に、もつと、親しい、温かい關係を作ることです。次の、新聞の記事を御覽下さい、次の記事は、四月二日の、朝日新聞に出て居りました。

協力して捕へてほしい何分警官へ御力添へを 中谷刑事部長談

警視廳中谷刑事部長に聞くと「どうも困つたことです、春先になるとかうした發作的な兇行が例年多いのです、中には變態性慾者などもゐるが、警察としても極力各署と協力し、警戒はしてゐるものゝ、限りある人員と、相手が發作的に来るので、却々目が届きかねるものもあるのです。こんな時は、側にゐる男がこれを制止するとか、犯人を多勢で捕へて下さる位にされれば、お互のためにもなり、限りある警察員に非常な力を添へて下さることになるのです。十分警察でも警戒しますが、各自も十分注意がして欲しいものです。」

これは、警視廳の、中谷部長の述懐ですが、現状は、誰も御承知の通り、此の注文の如くになつて居りません。例へば、巡查が、泥棒を捕へようとし、捕へ兼ねて居る場合があ

つても、側の人民は、見て見ぬ振りし、見逃しにして居ります。人民が、人民自らの警察を見殺しにして居ります。これは、警察を、お上の役所と思ふからの事で、若し、警察を、自分等の役所と思ひ、警察所は、自分達のために、自分達の持ち出す費用で働いて居らるる者だと思へば、人民は期せずして、もつと親しい、協力、援助の情を起すことになりませう、それを起さする工夫、方法を講ぜねばなりません。

どうして、その情を起させますか、スミスは、次の如く、その青少年に教へて居ります、警察といふものは、社會が、その市民の保護のため、法律を作り、又、實行する所の、正義の代表である。この働きは、或る役人達の骨折に依つてゞきるけれど、但、善良な市民は、常に、法律に背かないだけで、全き義務を盡したものは謂はれない。いつでも、法律の破られつゝあることを見た時、破られたことを知つた時には、その不法者、悪る者を、引つ捕へて、警察署——或は裁判所——に、送り届ける、適當の手段を探らねばならない。警察の役人といふものは、人民の間に溢るゝ、有力な公けの感じと、義勇の働きとがなくては、法律を適當に實行することはできないのであると、この様

とは、日本の御互も、教へられ、領解して居るべきでせう。

更に、フレッド、ピーカーの著「英國民の市民格、その權利と義務」の中には、左のやうな一節があります、今日のやうな時代では、「その人民の心持の上に廣い根據を有つ法律でなくては」役に立たない。それ故、人民は、その法律に服従するのみならず、法律を扱ひつゝある人々をも援助することが、必要の義務とせらるゝのである。しばし、起る所の一例を擧げて見ようなら、若し、巡査が、悪人を捕へようとして、捕へ兼ねて居る場合があるとす。その時の巡査は、誰でもあれ、通りがりの人も、陛下の名に於て呼びつけて、助けを求めることが出来る。この求めに接した時は、誰でも拒んではならない。若し拒めば、市民格を自ら傷つけたものとなり、法律に依つて罰せられるのである。斯様の譯ゆゑ、助けて法律を作ることが、市民の權利であるのみならず、自らその法律を守り、又、他人の能く守りつゝあることを見届けることも、市民の義務である。市民は、外國軍の侵入に對し、この國を守るべく、戦ひに召集さるゝ場合もあり、その他、陪審官として勤むることや、強者に對して弱者を扶くることや、他人に對し善

良な模範を示すこと等の、いろいろの義務があり、自分の自由を樂む間に、他人の自由をも妨げない様、注意せねばならぬ義務もある。これらは、眞の市民たる者に、缺くことのできない義務の數例である、と

私は、中谷部長の、切なる要求を知ると共に、十年前に讀んだ、この書をも憶ひ起し、これを繰りひろげて、今更の如く中谷氏に同情せざるを得ませんでした。一人の中谷氏に同情するのではありません、警察といふもの、法律といふものは、斯様なものだと思ふのであります。

第十二章 内閣と内閣總理大臣

既に衆議院議長のことを書き、又、代議士のことをも書きましたから、こゝには、内閣總理大臣のことを書きます。こゝの順序は、どうかと怪まるゝ人もありませうが、私は、一番初めに政府のことを書きましたから、こゝに内閣總理大臣のことを掲げて、首尾相照應せしむるつもりであります。

その内閣總理大臣は、申すまでもなく、行政部の首班で、一般國政の軌軸を握り、内閣の大臣を、自由に選定し、國家内外の批判の衝に立ち、注目的となつて居らるゝのですから、陛下は多大の御信任を置かせ給ひ、國民は深厚の敬意を表して居る、人生稀な榮譽の人、幸運の人、又、仕事のできる境遇の人であります。

一體、内閣といふ字は、どこから來ましたらう、日本にも、古くから此の字がありましたらうか、私は、これを知りません。若し、英國から來つたものとするれば、それは、英國

の、キャビネットといふ語の譯字です。そのキャビネットといふ字は、奥の院、奥座敷といふ様に解されますが、元は、キャベルといふ字から出たとの説があります。それは十七世紀の終りのころ、陛下の樞密顧問の人数が、だん／＼殫へて——後に記します——相談の秘密が外に洩れる様になつた所から、國王は、その中から、特に五人の重臣を擇んで、内密の相談をなされた。その五人の名前は、クリツフォード、アーリントン、バツキンガム、アシユレイ、ランデニール、と呼ばるゝ者であつた所から、各々の頭文字を集めて、キャベル (Caball) と、あだ名した、これが、なまられて、今日の内閣といふ字の起りとなつたと申すのであります。けれども、他の一方に、さうでは無いと、これを、けなす所の説もありますから、未だ、たしかではありません。

それよりも、今日の内閣總理大臣のやうな、位地の仕事は、誰が仕始めたのであるか、それは、どういふ機會に、どうして、始められたのであるか、と、その方が、實際に興味のあり、必要のある研究であります。

それは、衆口一致、ワルポールであつたと申します。ワルポールは、御存知の如く、一七二一年から、一七四二年まで、二十一年間も、一とつゞきに、ジョージ一世陛下の朝に、總理大臣を——今から約二百年の前になります、——つとめた、英國史中にも屈指の才人、大宰相であります。現に多くの憲政史家は、その創見地を以て、吾等英國國民の要求に適する、特別の政治組織——内閣制度を指す——を最初に發明したのは、彼れワルポールである。重要な國務の審理を、衆議院に委

ね、衆議院を、その中心たらしむべく、最初に計畫したものは、彼れワルポールである。國事を圓滿に取扱ふには、衆議員に席を有する、陛下の民、人民の代表者が、政府を援助しなければならぬと、その連絡、統一、協調を主張したのも、彼れワルポールである。従つて衆議院が、國家の中心となり、その伎倆に於ても、信用に於ても、實際上の勢力に於ても、遙に貴族院に超越するやうになつたのも、ワルポールの時代に於てである。國王の、依然たる信用を有するに拘はらず、衆議院の信用を失ふたからとの理由を以て、宰相の位地を去る例を開いたのも、彼れワルポールである。と、評傳してゐます。彼は、かくの如く、その内閣制度、總理大臣制度の始祖と稱せら

れます。倫敦に遊んだ人は誰も承知の、ダウニング街十番の、總理大臣の官邸は、その昔、彼が初めて住つたものだ相で、その際、彼が事務所として用いた所が、引つゞいて、大臣の官邸として用ゐらるゝに至つたのだ相であります。

して見れば、彼が、この制度、爾來、二百年の英國を支配し、又、日本にも移し植へられて、相當、有効と信ぜられ居る、この制度の創始者、發明者が、彼れワルポールであつたことは、疑ひの無い所であります。日本に於ては、伊藤公の時代、明治十八年、初めてこの内閣制が施行せられました。

然らば、彼は、どうして、この制を始めるに至つたのであらうかと申せば、そのころ——一七一四年——王位に即かれたジョージ一世は、獨逸生れの方で——議會の推薦に依る、王位繼承に依つて——英語が、全く不案内であられ、且、それを練習しやうとも志されなかつた所から、前々の陛下は、いつも、内閣會議に臨み、直接、指導せられた例を、この陛下の時、その例を破つて、それに臨まれないことになり、内閣會議の指導の權は、自然に、その閣員中の、最有力者の手に歸し、その人は、同會議を指導するの餘、そ

の結果をも、つゞいて陛下に奏上し、又、陛下の御沙汰をも内閣に傳達するに至り、のみならず、其の人は、議會の議員でもある所から、議會にも、自由に出入し、かくて、一面には、陛下に近侍し、一面には、内閣を左右し、一面には、議會の議に應酬し、三面六臂國事を指導する全能者の如く、立ち働いた。彼れワルポールは、その代表者として、仲介者として、内閣を總理する、首班の位地を占め、内閣、内閣總理大臣といふ、今日の制度を創始したのであります。

その起りを尋ねれば、多少、面白、おかしい所もありますが、然しながら、これは、實に、いゝ發明、いゝ工夫でありました。即ち、總理大臣といふ者は、陛下と、内閣と、議會との中間に立ち、内、内閣の議をまとめて、陛下に奏上し、又、陛下の御沙汰を伺つてこれを内閣に傳へ、且、その内閣と、議會との間を、一致、協調せしむる、世話役、指導役であり、以て、國務の進行を圓滿ならしむる只一人の責任者であります。日本のも、現に、そうなつて居りませう。

さればこそ、陛下の御信任を一身に蔽い、國民の尊敬をも中外に輝かすのであります。

有力でなければなりません、威信がなくてはなりません、宮中の席次こそ、或は、大勳位が、上席であらうとも、政治の方面に於ては、内閣總理大臣が、全國の、最高の立て者であるべきであります。

さては、どんな行程を経て、彼は、總理大臣に擧げらるゝのかと申せば、それは、彼が、衆議院の多數を支配する政黨の首領だからであります。尤も、これは、英國に於ては、確實の事實でありますけれど、日本では、未だ、さうまでなつてゐないと言はれます。けれども、清浦内閣を、時代おくれの内閣と辯じたわけは、何でありましたらうか、その護憲運動から一轉して、加藤内閣となり、その聯合内閣が、再轉して單獨の加藤内閣となり、それが加藤伯の死に依つて、今日の若槻内閣となり、或は又研究会との聯合内閣とならんとしつゝあるわけは、何であらうかと、考へて來れば、日本も亦、衆議院に多數を擁する黨派の時代となつたことが、事實に於て、どうしても、争はれますまい。その黨派の代表者が、召されて、内閣を組織せよとの命を承け、その同志者を率ひて、内閣を組織するのであります。總理大臣たる者が、この、大命を承けて、同志を大臣に推薦するといふ一事

の中に、總理大臣の權限の、如何に大きいかと證明されませう。

尤も、日本の、總理大臣の、人材を推薦する區域は、まだ、甚だ狭い様に思ひます。英國の總理大臣の、詮考し得る範圍を、次に見て御覽なさい、且、日本の總理大臣の、人材を物色する範圍は、あまりに、黨派的で、公平でないと思ひます。それも、次の表に依り、熟考して下さい。尙、彼等の詮考が、必らずしも黨派的でないといふ證據は、事實を擧げるとなら、他に、いくらもあります。

英國の總理大臣は、大體に於て、左の各方面の保護者で、世話役と稱されます。

- イ、恩給、年金のすべてに關し
- ロ、宮中の御下賜金に關し
- ハ、宮中の慈善資に關し
- ニ、大監督、監督、副監督等、その他、宗教家の任命に關し、
- ホ、オクスフォード、ケムブリッジ、イートンの各學長——その宗教部の——の任命に關し

へ、大蔵省の役員、その重なる約百三十名の任免に關し、
 ト、内閣員、その他大臣の詮考
 へ、大審院長、控訴院長、其の他の重要な裁判官に關し
 ト、叙勳、叙爵等の旌表に關する奏薦
 チ、国立博物館、美術館等の理事の任命
 リ、その他、議會の書記官長、スエズ運河會社の三理事の如き、いろいろの詮考、
 尙、この外にもあるのですが、以て一斑を知られませう。時としては、衆議院の議長
 も、總理大臣から推薦されます。現任のホイットレー氏は、ロイドジョージ氏が、その頃
 の總理大臣として推薦しましたもので、初めは反對運動もありましたけれど、遂に、首尾
 克く、その通りに纏まりました。これは、ロイド、ジョージだけでなく、折々、試みらる
 る例であります。

總理大臣は、斯様なものである。その權力、榮譽、信用はますます、向上せしめねばな
 らないとして、さて、現任の若槻總理大臣は、いかゞであるか、「一」政黨内閣の制度の、

未だ圓熟しない我が國、「二」政黨の組織、訓練の、未だ發達しない我が國として、私に
 は、いろいろ、疑ひ、危ぶむ所があります。若槻氏の、同人の罪か、境遇の罪か、將た制
 度の罪か、輕卒には、判斷されませんが、私は、大體、それを、制度、境遇の罪であ
 ると思ふてゐます。けれども、その樞密院議長の後任を選定された場合の如き、果してど
 うでありましたらう、一ヶの倉富氏を奏薦するに、氏は、或は西園寺公に走り、或は一木
 宮相を訪ひ、使者を鎌倉の牧野内府の許に走せ、又訪問、又諒解、又懇談と、五日も、六
 日も、奔走して居られました。一國の總理大臣としての意味は、どこにありましたら
 う。日本の政權は、今や、氏の手に在る、氏の胸算次第で、右にもなり、左りにもなる、
 私は、氏の善く奔走することを多とします。然しながら、もう一段も、二段もの、威重
 を要すると思はざるを得ません。

但、今日の政治家には、辯論の才が必要であります。總理大臣には、殊に、この武器が
 要ります。この點に於ては、氏は、無難であらざる、無難のみか、最も卓越して居らる
 る。歴代の總理大臣中で、多分、氏が、第一等であられませう。故加藤さんは、勿論、及

ばれませんが、高橋さんも及ばれません、原さんも及ばれません、たゞ故加藤海軍大將は、氏と匹敵される、或は、氏以上の牙へた切れ味を有してゐられたかも知れません。私は、氏の總理大臣となられたことに、衷心よりの祝意を表し、且、若干の期待を有します、間に、政治家の武器としての、この演説の力、その圓轉、滑脱、些しも滯滞しないで、且、危なつかしげの無い、その無い、もの、言ひ廻しに、やゝ強ゐ、尊敬の念を有して居ります。

尙、内閣の會議のことに、一言して置きますが、これは、總て秘密、無記録のものであります。英國では、昔から、さうなり來つて、會て記録を作らずに居りましたが、最近の大戦争の時に當り、ロイドジョージ氏が、その記録を作ることをはじめました。そのため、英國にも、内閣に屬する書記官長といふものを置き——日本の内閣書記官長は、すんとい前から在りました——専ら會議の世話をさせてゐます。それで、その記録は作られませんけれど、たゞ、内閣員の間だけ、萬一の誤解の無いやうにと配付されます。日本でも、從來、記録を遺さない習慣になつて居ります。これは、何も、殊更に秘密にするといふ趣旨

ではありません。水入らずの、内輪の相談であるから、鹿爪らしく、文書を作つて、保存せしむる必要が無いといふ、互に信頼し合つた、關係から來つたものと申されます。

注意、大正六年春の議會に、寺内總理大臣は、その前内閣——大隈内閣——の、袁世凱政府に對する申合せを、衆議院の議場で朗讀されました。大隈内閣が、その記録を作つたのは、事の重要な性質からでしたらうが、それを、後の内閣員が、議會で朗讀したのは、違例でありました。私は、違法の事だと思ふてゐます。

因みに、寺内首相は、それを朗讀することに依り、憲政會が、閉口するだらうと思ふて居られたらしかつたですが、憲政會も、それに反對する政友會も、それが何だと、些しも、びつくりした様子が見えないので、餘程、手持無沙汰な顔付をして居られました。

但、翌日の新聞には、それが、割合に、寺内内閣に有利のやう報道せられたので、尾崎行雄氏は憤慨し——尾崎氏が、この覺書につき寺内首相と渡り合はれたのですから——全く間違つて居る、巧みに新聞を利用したものだ、と、批評して居られました。

前内閣の記録を、後の内閣が、素つば抜くなどいふことは、悪いことであります。若しこれが英國なら、定めし一世の大問題となつたのでせう。

尙、本論に掲げた英相ワルポールに就ては、彼は、議員を買収し、議會を腐敗せしめた、悪徳政治家の雄なる者としてのみ、日本には傳へられて居ります。そんな事もありました、彼は、議員を目指して、彼等は、皆、値段付であると警告したこともあります。同時に、彼は、非常な才腕家であつたゞらうと思はしむる幾多の記録もあります。何にせよ、今日の内閣制度の創始者、その恩人である、私どもは、彼に就て、もつと多くを知らねばなりません。

第十三章 樞密顧問官

樞密顧問のことも、一言せねばなりません。

我が國では、やゝもすると、樞密顧問のことを、悪しざまに批評する傾きがありますけれど——例へば、次の一二の噂の如く——樞密院は、陛下の親臨し給ふて、重要な國務を諮詢し給ふ所であつて、實に、日本の行政及び立法の事に關し、至高の顧問府でありますから、決して輕視してはなりません。

かくは申すものゝ、樞密院に關して、世間に傳はる説の、往々、芳ばしくないことは、事實であります。私は、遺憾ながら、肩をひそめて、それらの噂を聞きつゝあります。皆さんも、同じやうな感じの間に、しばし樞密顧問官に就て聞いて居られませう。現に

一、樞密顧問官の缺員ができた、何といふ人が、補缺に擧げられた、それは、例に依つて、山縣系統の一人であつた、あすこは、山縣系の根據地であるから、山縣系でない者

は、擧げられない相な、現に、武富時敏氏の如き、加藤内閣は、奏薦に骨を折つたけれど、できなかつたといふやうな噂。

二、樞密顧問の會議が開かれ、内閣總理大臣、内務大臣、法制局長官等が、出席して答辯したが、樞密顧問の質問が、微細に亘つて、内閣方の説明が、しどろ、もどろになり餘程、面倒の様子であつた、樞密院は、第二の法制局となりつゝある、倉富氏の議長、平沼氏の副議長で、同院は、いよく小面倒な法律の製造所となるであらう。

と、こんな様のがことが、毎々、新聞に出てゐます。

それは兎も角もとして、樞密院は、凡そ、列國との條約關係の外、主として勅令の發布に關係のある所と見て置かれたらいいでせう。

國家のことは、概して、法律に依つて示定され、支配されますけれども、法律だけでは、手の届かない所がありますので、勅令を以て、その缺を補ふのであります。他國にも、その例のあります中に、我が國は、特に勅令の多い國であります。それは、議會が、不注意で、能力の乏しいからの理由もありませうが、そればかりの原因にもとゞまらずまい、

その勅令を制定して、法律の缺を補ふことを、政府に一任して置いては、不安である、危険であるといふ所に、樞密院の立ち場がありますのです。故に、樞密院は、時としては、議事のためにもなる、人民のためにもなる、行政部の、氣まゝな行動を抑へて、議會の無き日、議會の代りをして下さるといふわけになるのであります。

私どもは、いろいろの意味に於て、樞密顧問の爲す所を注意すべきでありませう、その人々に對しては、相當の敬意を表しつゝ。

樞密顧問は、英國にもありますが、その人数は現在四百人以上で、日本のにくらべて、非常の多數であります。——日本のは二十四人——日本の役人を、英國のに較ぶれば、どの方面でも、日本の方が甚だ多數な所から、日本は、役人の多い國である、こんなに多くの役人を使はねば、これしきの仕事ができないのであらうか、さうとすれば、日本人の能率は甚だ低いものであると、私は、毎々思ふて居るのであります。たゞ、この樞密顧問だけは、英國の方が頗る多くて、日本の方が割合に少い、他にも斯様な例があるかも知れませんが、私の知つて居る所では、たゞ此の一例だけ、英國の樞密顧問の数は、實に多い

のです。

それは、どういふ譯かと申せば、英國の樞密顧問は、

イ、現任の各大臣

ロ、過去の各大臣

ハ、ヨーク、カンタベリーの大監督、倫敦の監督の如き宗教家

ニ、高官の經歷ある貴族

ホ、殖民地の政治家、——太守、總督の如き

ヘ、現任の裁判官、及び、前任の裁判官

ト、政治上、文學上、科學上の功績に依り、此の位地にあげられた人々、

凡そ、かくの如き人々から成つて居るのでありますから、現在の顧問官の数は、既に四百人以上にのびりました。總てこの種の人々には「正しき名譽の人々」といふ敬稱が用ゐられます。

その會合は、減多に行はれません。全員の召集といふは、若しあれば、王位の變更、例

へば前王の崩御、新王の即位といったやうな重大な場合、主として、王室、その御一族の、でき事の場合に開かれます。

平生は、時の政府黨一味の顧問官のみが召集され、それに、宮中の、御用向の關係があれば、その係りの人々が列席します。但、それも、形式だけのこと、何か意味のある事は、前以て内閣の會議に附せられます。

ですから、出席の定足数は、僅に三名であります、尤も、如何に少くとも、四名以上は召集されねばならない規定であります。その召集状は、樞密院議長から出されます。その樞密院議長は、いつも、現内閣の一員で、現内閣に於ては、伯爵パルフォール——年俸五萬圓——前の勞働内閣では、それが、ロード、パーマーでありました。

議長が既に内閣方であり、且、内閣側の顧問だけが集まり、且、その相談が、更に形式、儀禮の上に限られて居るとすれば、穩かな會、滑らかな會、何等の争ひと面倒の、政治的に起らないのは當然であります。現に、英國の政局が、樞密院の姑、小姑等に、いちめられて、難儀をし、往き悩んだといふ類の時は、近年の、同國に、全く、爪の垢なども承り

ません。これに反し、日本の政局は、兎もすれば、その一擧、一笑、一喝に、支配されがちです。英國の現制が、いゝのか、悪いのか、私は、判じ兼ねますけれど、日本の制度は、どうか、至急に改正さるべきものゝ一つでありませう。

英國では、十六世紀、十七世紀のころまでは、陛下が、自ら顧問會に臨御し、直接に指導されたものであり。その會議は、政界に重きを成してゐたさうでありませうけれど、内閣制の發達と共に、重要な問題の協議は、自然に其の方に移り、樞密顧問會議は、次第に去年の威力、光彩を失つたものであると申します。して見れば、日本のは、内閣が、未だ發達すべき所まで發達してゐないから、かうなのでせうか、私は、前段、總理大臣のことを話す折り、總理大臣若槻氏の行動が、何だか重味を缺いで居る様である、總理大臣には、もつと、藤平とした重味がなければならぬと申しましたが、樞密院が重いから、内閣が軽いのか、内閣が軽いから、樞密院が重いのか、原因は何とでもあれ、私どもは、もつと、有力な内閣をもたねばならぬでせう。

尙、英國の樞密顧問は、司法上の最高機關の一つであります。日本の樞密顧問には、申すまでもなく、此の職分、権能はありません。英國のそれは、古くから、海軍に關する事件の、最高の上告審判所で、又、一八三二年以後は、宗教關係の控訴院ともなつてゐます。のみならず、植民地からの、最高審判廷ともなつてゐます。ですから、樞密顧問の司法部會には、世界に散らばる、英國の、各民族間の、異様な事件が、控訴せられ、陳情せらるゝのみならず、それに關する法典も、或はモハメダンの法もある、或は印度の法もあり、或は佛蘭西法もあり、委員は、英國法を除いた、それらの諸法典を含めて、これを考慮し、裁決を下すのであります。のみならず、植民地議會の制定した法律が、英國議會の立法に、萬一背反するやうなことがあつた場合には、それにも注意して、その背反した旨を宣言するであります。

その司法部委員會の編成振りは、十九世紀になつてから、いく分か變化しました。一八七一年までは、樞密院議長と、上院議長と、樞密顧問官中で、現に高級の位地に在る人、或は、前に在つた人等を以て、その委員會を組織されたのでありますが、同年以後は、それに、四人の、有給の法官を加へることになり、現今に於ては、それが、普通に、四名の